
大阪府における土砂災害対策

大阪府 都市整備部
河川室 河川環境課

大阪府における土砂災害対策

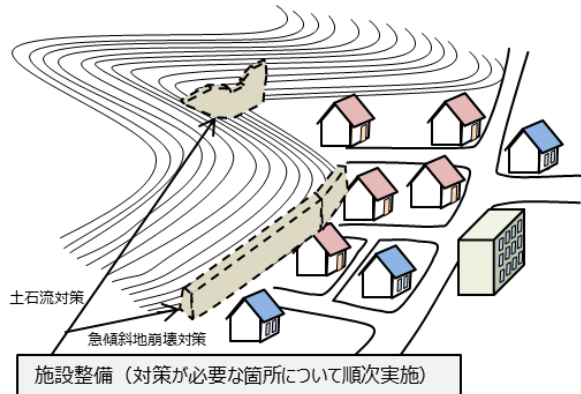
●平成24年以前までの進め方

- 施設の整備
採択要件や状況を勘案し、順次要対策箇所の施設整備を実施
- 土砂災害防止法※1に基づく区域指定
「ソフト対策」の一つとして実施



課題

- ◆ 施設の整備完了までに**長期間が必要**
- ◆ 住民の**避難行動意識の低下**



※ 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害対策の様々な課題について外部有識者による審議を実施
「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会（H23.11～H24.8）

●今後の土砂災害対策の進め方（H24.8）

- 基本理念
府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続（人命を守ることを最優先）
- 取組方針
 - ・土砂災害防止法に基づく区域指定を基軸とした施策の展開
 - ・「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を合わせた総合的・効果的な施策の着実な推進

逃げる

施策の根幹をなす区域指定に基づいた「地域版ハザードマップ」の早期作成

- ・区域指定の早期指定完了(H28完了)
- ・地域版ハザードマップの作成（H24～）
- ・CLの見直し（H29～）

凌ぐ

区域指定の効果発現と既存家屋への支援

- ・特別警戒区域内の既存家屋に対する移転・補強助成制度（H27～）

防ぐ

区域指定の基礎調査結果に基づく対策実施個所の選定

- ・事業実施個所の優先順位付け（H24～）
- ・急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担金の徴収（H28～）

大阪府における土砂災害対策

●土砂災害対策の今後の方針（H29.2）

「今後の土砂災害対策の進め方」を踏まえ、今後の取り組み方針を決定

【取組方針】

＜基軸＞ 土砂災害防止法に基づく基礎調査

➢ 航空写真の見比べ調査による2巡目基礎調査を推進する

＜逃げる＞

➢ 訓練ムービーによる啓発、避難に関する効果的な事例を共有していく

➢ 土砂災害発生危険基準線（CL）については、災害実績や社会情勢を踏まえ検討していく

＜凌ぐ＞

➢ 土砂災害特別警戒内の移転・補強制度が活用できるよう市町村を支援していく

＜防ぐ＞

➢ 施設整備については、重点化を図り、事業のランク分けについては、市町村と意見交換しながら進めていく

➢ 急傾斜地崩壊対策事業については、重点化に加え、受益者負担金の条件が整った箇所から実施していく

【進捗管理】

犠牲者ゼロの継続のため、人命を守ることに最も効果的な「逃げる」施策を軸とし、区域指定箇所に対する地域版ハザードマップの作成箇所数を効果指標としていく



これらの取組方針を踏まえ、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」を総合的・効果的に進めるために避難単位ごとの土砂災害対策実施方針を取りまとめ、市町村と土砂災害対策を進めている

➢ 地域版ハザードマップの作成率を毎年度末公表（H28～）

➢ 年1回の総合土砂災害対策推進連絡会及び地域部会において、効果的な事例を共有（H29～）

➢ 新たな土砂災害発生危険基準線の運用開始（H29～）

➢ 移転・補強制度に対する市町村への支援を実施（H27～）

➢ 受益者負担金制度による急傾斜地崩壊対策事業を開始（H28～）

土砂災害防止法に基づく区域指定

土砂災害対策の基軸

土砂災害防止法に基づく基礎調査及び区域指定

- ・ 地形や土地利用状況に関する基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を指定することにより、土砂災害に関するリスクの開示や警戒避難体制の整備、一定の開発行為及び建築物の構造規制を行う。
- ・ 法に基づく土砂災害防止対策基本指針には、概ね5年ごとに基礎調査を行うこととされている（2巡目以降の調査）。

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通省】

基礎調査の実施【都道府県】

- ・ 地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施（机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定する。）
- ・ 基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ
- ・ 基礎調査の**結果を公表**（住民の危険性の認識と、指定促進のため。）

区域の指定【都道府県】

土砂災害警戒区域

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

- 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ハザードマップの配布【市町村等】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】

土砂災害ハザードマップの作成・配布
（茨城県鉾田市）



住民の避難訓練状況
（沖縄県浦添市）

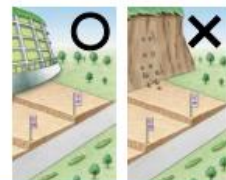


土砂災害特別警戒区域

○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

- 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- 建築物の移転等の勧告【都道府県】

特定開発行為に対する許可制



建築物の構造規制



建築物の移転等の勧告

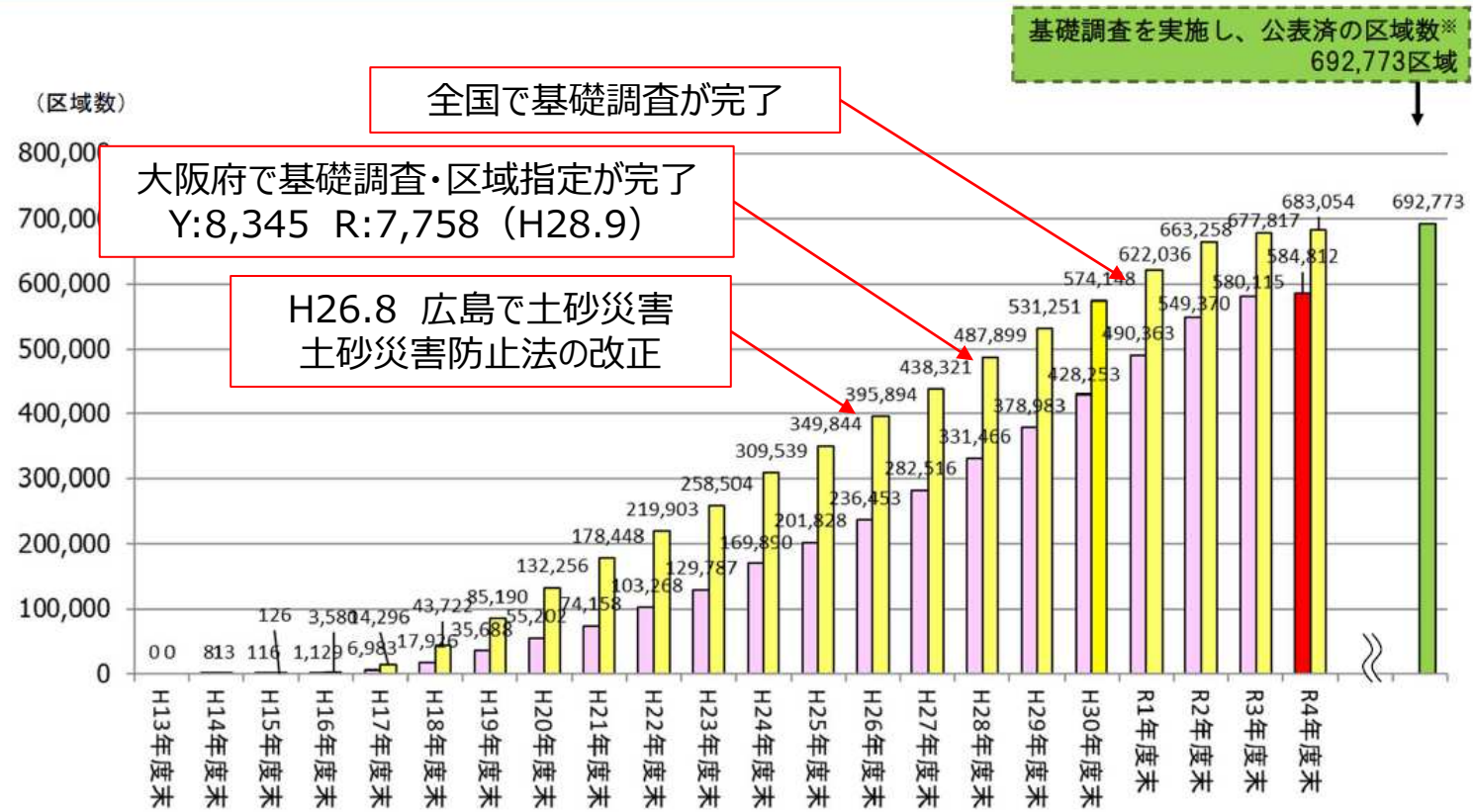


土砂災害防止法に基づく区域指定の状況

- 土砂災害に関するリスクの開示・情報の共有、すべての施策の基軸として最優先に実施。
- また、平成26年8月に広島で発生した土砂災害をうけ、基礎調査の前倒しを行い、平成28年9月に区域指定が完了した。

全国の土砂災害警戒区域等の指定状況推移(令和5年3月末時点)

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は約68万3千区域、土砂災害特別警戒区域は約58万5千区域指定されている。



※基礎調査を実施し、公表済の区域数
土砂災害のおそれがある箇所について基礎調査を実施し、その結果を関係市町村長に通知するとともに、公表することをいう。
令和5年3月末時点の値であり、今後、変更の可能性がある。

出典：国土交通省HPに一部加筆

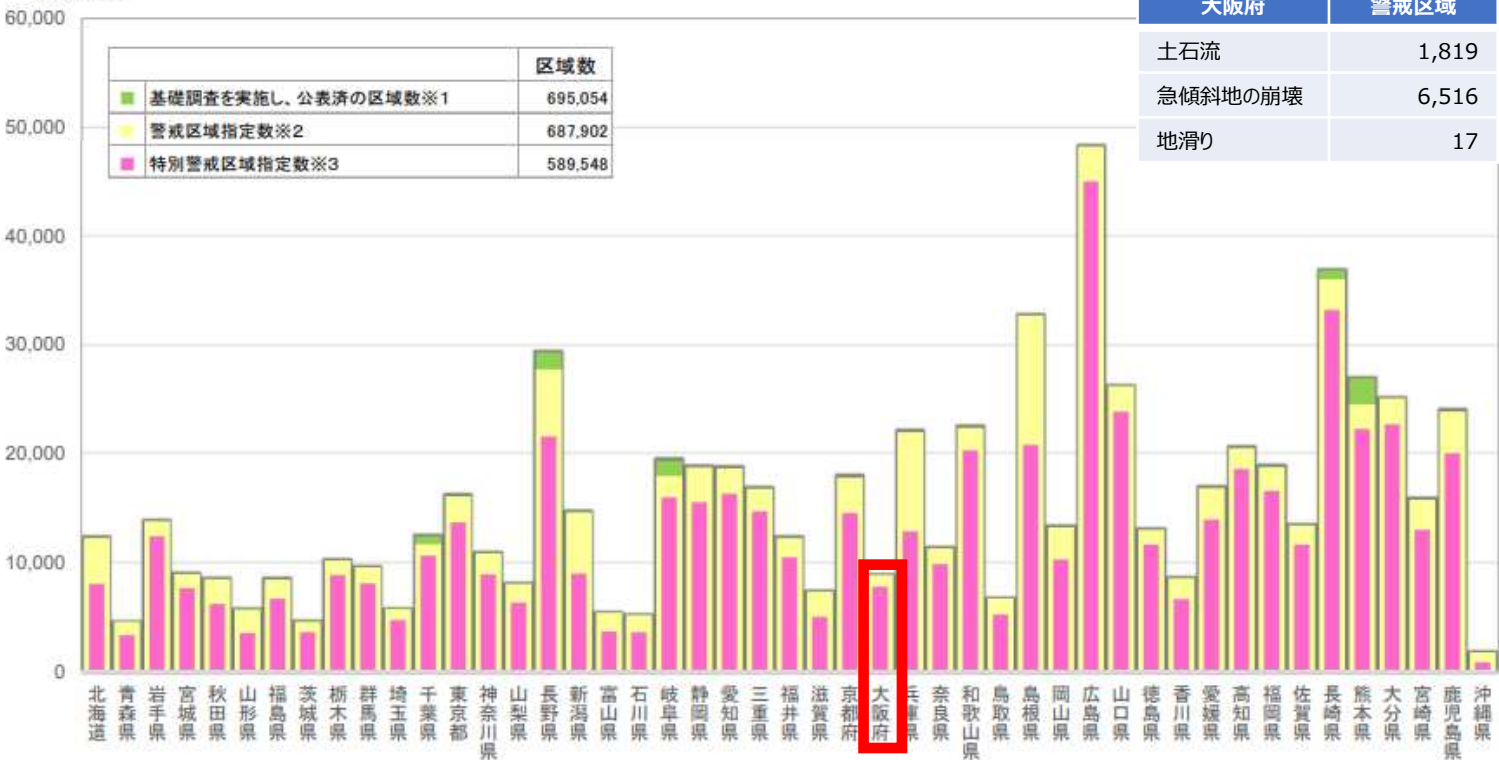
全国における区域指定等の状況

- 大阪府では、令和5年12月31日現在、土砂災害警戒区域8,352箇所 土砂災害特別警戒区域7,752箇所指定している。

土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和5年9月末時点)

(区域数)



※1. 基礎調査を実施し、公表済の区域数

当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所について基礎調査を実施し、その結果を関係市町村長に通知するとともに、公表することをいう。令和5年9月末時点の値であり、今後、変更の可能性がある。

※2. 土砂災害警戒区域（イエロー：警戒避難体制の整備）（土砂災害防止法）

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※3. 土砂災害特別警戒区域（レッド：開発行為に対する規制）（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

出典：国土交通省HPに一部加筆

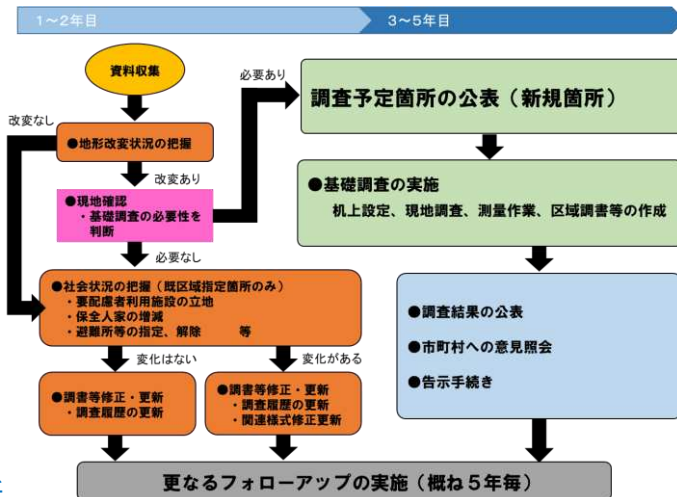
2 巡目基礎調査（概ね 5 年ごとの繰り返し調査）

- 2 巡目基礎調査として、航空写真の見比べによる地形改変を抽出し、地形改変が確認された箇所については、現地調査を行い、区域指定を行っている。

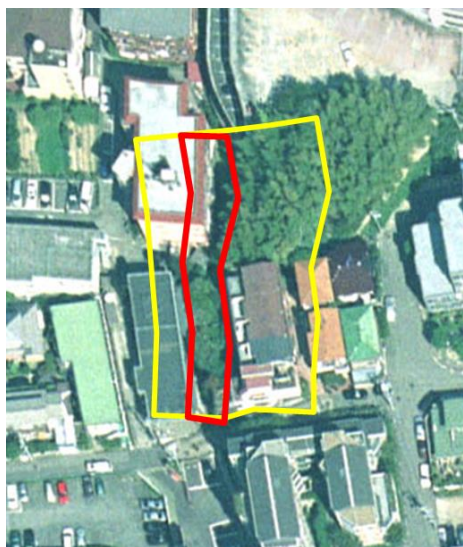
● 2 巡目基礎調査の実施手法



・地形が大きく改変され、住宅が立地している
⇒現地確認を実施し、基礎調査の必要性を判断



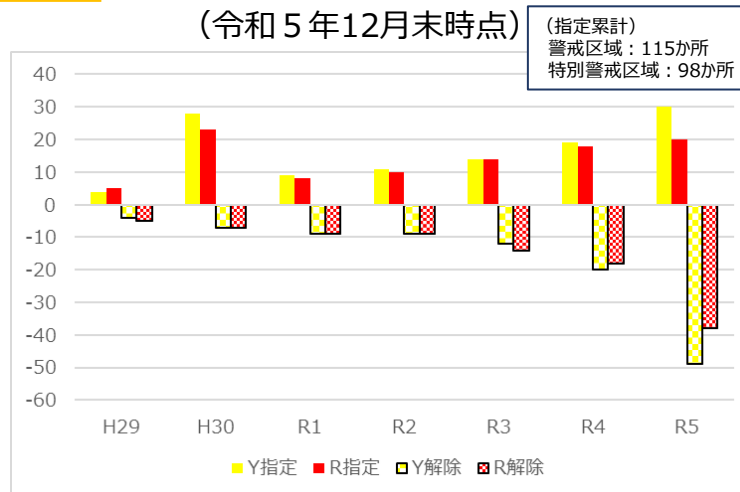
● 2 巡目基礎調査による指定事例



駐車場の造成により
地形が改変

地形改変が確認された箇所の現地調査を行い区域を変更

平成28年9月以降の指定実績
（令和 5 年12月末時点）



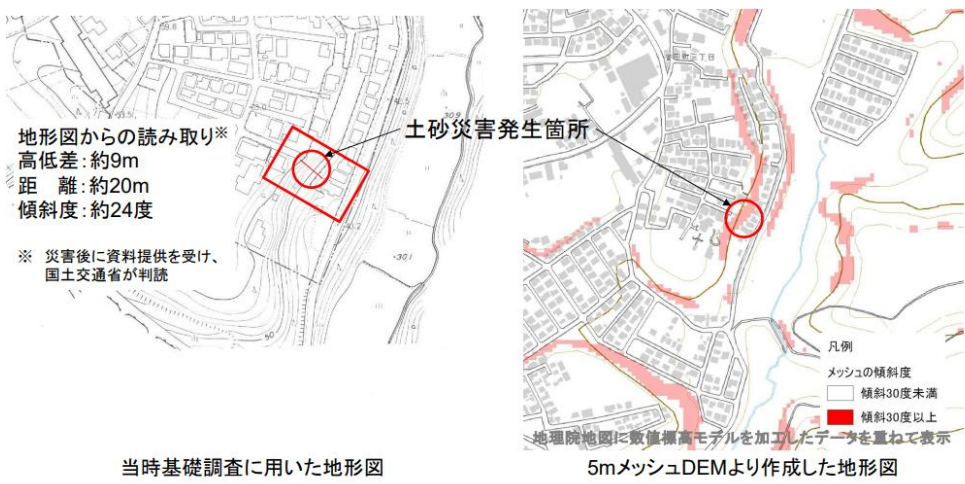
土砂災害防止対策基本指針の改正を踏まえた取組

- 令和2年8月に土砂災害防止対策基本指針が改正され、「高精度な地形図等を用いて土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるもの」とされた。令和3年度より、府においても航空レーザー測量による点群データを活用し、新たな危険箇所の抽出を開始。

●土砂災害防止対策基本指針改正の背景

令和元年東日本台風およびその後の低気圧等に伴う大雨に伴い発生した土砂災害では、基礎調査時の地形図判読において「土砂災害が発生するおそれがある箇所」として抽出されなかったことから、土砂災害警戒区域の指定がされていなかった箇所で土砂災害が発生した。

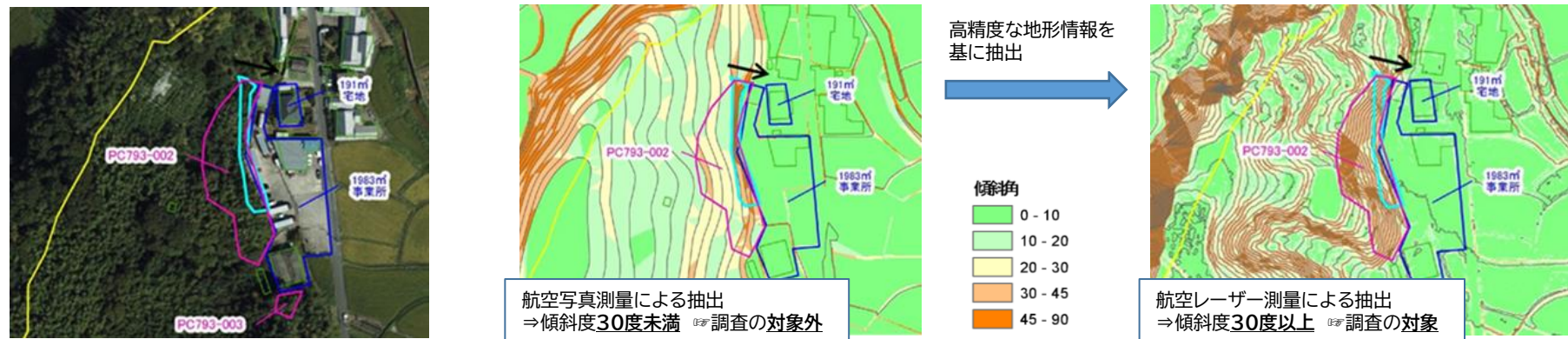
5mメッシュDEMを用いて分析したところ、「土砂災害が発生するおそれがある箇所」として抽出できた可能性があるため、今後は高精度な地形情報を用いて基礎調査を実施に努めると土砂災害防止対策基本指針に位置づけされた。



当時基礎調査に用いた地形図

出典：（国土交通省）近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方について（答申）」より図面を抜粋

●高精度な地形図等を用いた新たな土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出



急傾斜地の基準：げき高さ5m以上 傾斜度30度以上

(基軸) とりまとめ・課題と今後の進め方

- ・ 2 巡目基礎調査については、令和 6 年度中に完了予定。
- ・ さらに、高精度な地形情報を用いた新たな土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出についても、令和 6 年度中に完了予定。

取 組		施 策	取組状況	課題等	今後の進め方（案）
基 軸	基 礎 調 査	・ 2 巡目基礎調査 （航空写真による地形改変 箇所調査）	・平成29年度より開始し、 令和 6 年度末に完了予定	・ 3 巡目基礎調査の手法につ いて検討する必要がある	・衛星写真やAI（人工知能） による地形改変箇所の抽出
		・高精度な地形情報を用いた 新たな土砂災害が発生する おそれのある個所の抽出 （航空レーザー測量を用いた 抽出作業）	・令和 3 年度より急傾斜地 を対象とした抽出作業を開 始し、令和 6 年度末に抽出 作業が完了予定	・新たに基礎調査が必要となっ た箇所の調査にかかる事業費 の確保 ・新規指定箇所に対する住民 への周知	・ 3 巡目調査と並行した効率的 な調査を実施 ・調査手法や土砂災害に関する 丁寧な説明

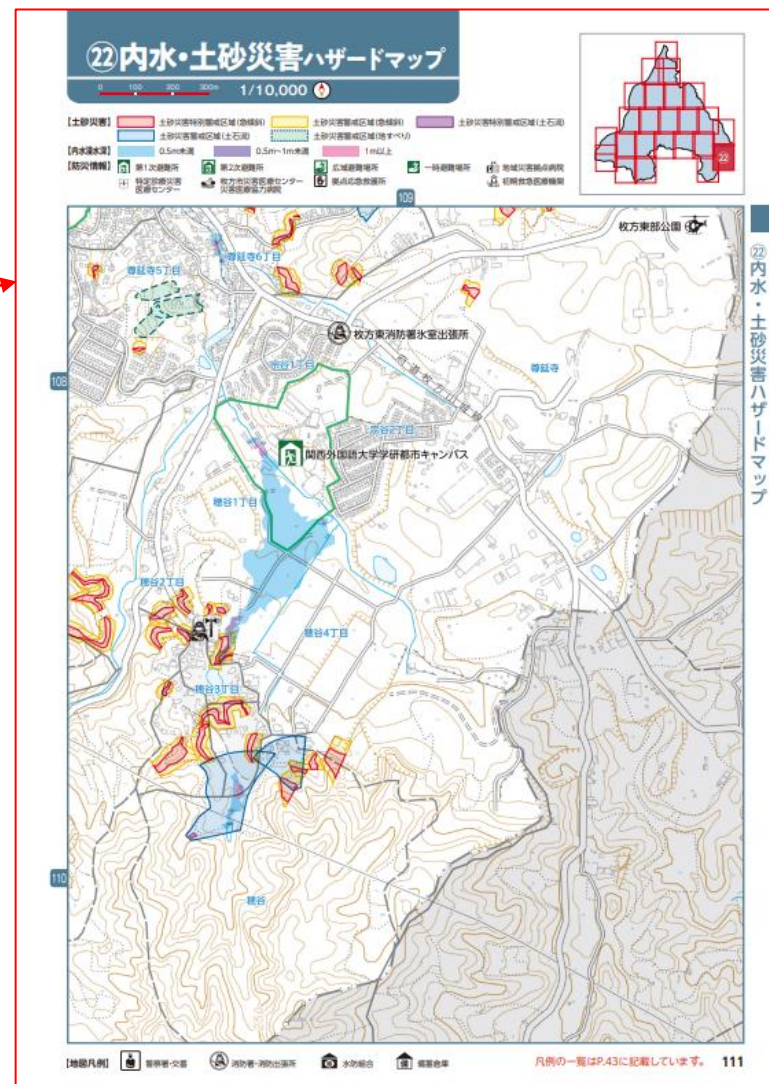
逃げる施策

警戒避難体制の整備

避難行動意識向上のための取組み（ハザードマップ）

- 大阪府が指定した土砂災害警戒区域等を基に、作成対象となる府内全34市町村で土砂災害ハザードマップを作成済み。
- 2巡目基礎調査による指定にあわせ、随時更新している。

●土砂災害ハザードマップ^oの作成（参考例）



避難行動意識向上のための取組み（地域版ハザードマップ）

- ・ ワークショップなどを行い、地域版ハザードマップの作成や避難訓練を実施。
- ・ 地域版ハザードマップの作成率は令和5年3月時点で約95%となっている。

● 防災啓発、防災教育の強化

提供（気づき）・共有（深め）

【地域版ハザードマップの作成】

土砂災害のリスクや避難路、避難所を記載した地域版ハザードマップを作成を実施



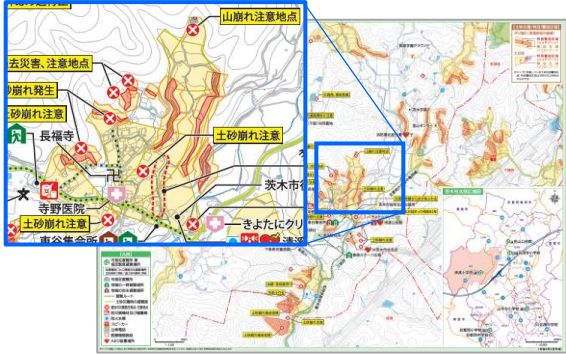
まちあるきによるリスクの確認



ワークショップによるリスクの共有①



ワークショップによるリスクの共有②



地域版ハザードマップ完成

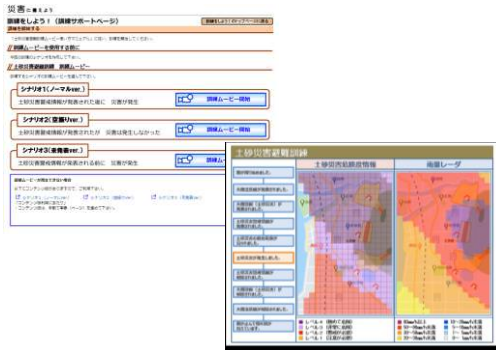
行動（動く）

【避難訓練などの実施】

地域版ハザードマップをもとに、避難訓練などを実施



避難訓練の様子



動画作成による訓練サポート

● 避難訓練の実施率

土砂災害警戒区域ベースでの避難訓練の実施率は約41%（R4年末時点）

※H29以降1度でも避難訓練を実施したものを計上

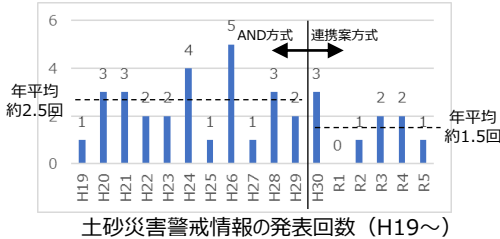
土砂災害警戒情報の発表と避難の状況

- 平成30年2月より、新たな土砂災害発生危険基準線（CL）の運用を開始するとともに土砂災害の危険度情報の提供方法を変更。
- また平成29年6月からは、土砂災害警戒情報を発表した際に府と市町村との間でホットラインの運用を開始。

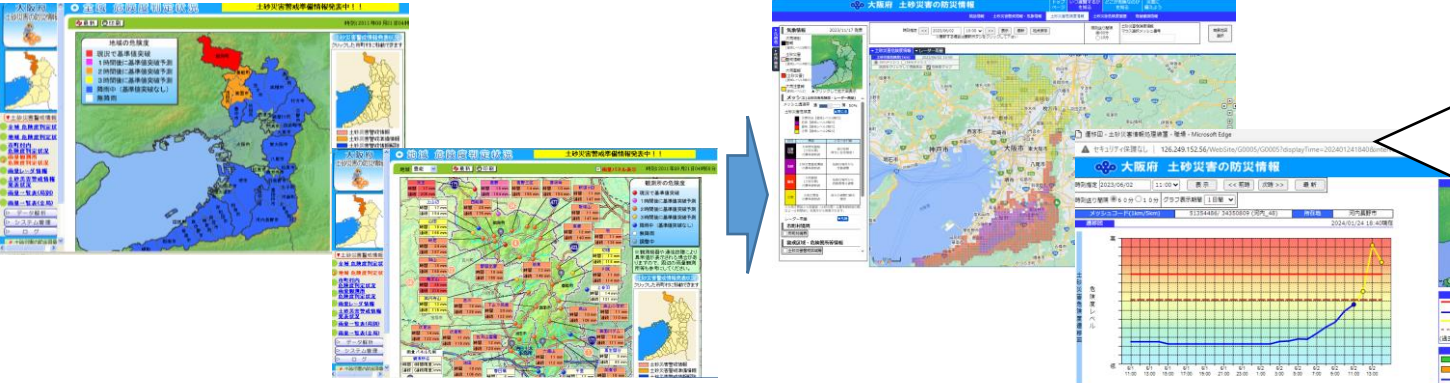
●土砂災害警戒情報の発表状況（H30.2～）

No.	発表年月日	発表市町村数	避難指示等※2	避難者数※3	土砂災害の発生※4
1	H30.7.5～7.9（H30年7月豪雨）※1	30	28	1,548名	9件（土石流等1、がけ崩れ8）
2	H30.8.24（台風第20号）※1	6	3	566名	0件
3	H30.9.7～9.8（前線）※1	7	2	6名	0件
4	R2.7.6～7.11（R2年7月豪雨）	16	5	40名	1件（がけ崩れ）
5	R3.5.21（梅雨前線及び低気圧）	5	2	40名	0件
6	R3.8.14～8.17（前線）	13	12	39名	0件
7	R4.8.16～8.18（前線）	5	1	2名	0件
8	R4.9.2～9.3（前線）	2	2	109名	0件
9	R5.6.2～6.3（梅雨前線及び台風第2号による大雨）	24	21	460名	12件（土石流等1、がけ崩れ11）

- ※1：平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震の影響により、土砂災害警戒情報の基準引き下げを実施（H30.6.18～H31.3.12）
7割基準（震度6弱）：箕面市、高槻市、茨木市、枚方市
8割基準（震度5強）：豊中市、島本町、吹田市、交野市、寝屋川市
- ※2：おおさか防災ネットによる集計（避難指示または避難勧告を発令した市町村数）
- ※3：おおさか防災ネットによる集計（土砂災害警戒区域を有する市町村のうち避難所へ避難した最大人数）
- ※4：大阪府都市整備部河川室による集計



●土砂災害の危険度情報の提供方法の変更



市町村が場所を絞った避難情報が発令できるよう、1kmあたりのメッシュに危険度を色分けして表示することや、メッシュごとに危険度の予測を表示（スネークラインの簡略表示）できるよう変更した

土木事務所管内ごとの表示からGISベースの土砂災害の危険度メッシュ情報を提供

避難行動意識向上のための取組み（取組事例の共有）

・平成29年度より、各市町村の警戒避難体制の強化に関する効果的な事例をホームページに掲載し情報を共有。

トップ

くらし・住まい
まちづくり

人権・男女
共同参画

福祉・
子育て

教育・学校・
青少年

健康・医療

商工・労働

環境・
リサイクル

農林・
水産業

都市魅力・
観光・文化

都市計画・
都市整備

防災・安全・
危機管理

府政運営・
市町村

ホーム

> 都市計画・都市整備

> 河川・ダム・砂防

> 取り組み状況の情報共有ページ

はじめての方へ

|

サイトマップ

取り組み状況の情報共有ページ

更新日：2023年6月2日

効果的な事例の紹介

危険な箇所の周知やハザードマップの作成、防災情報の種類・伝達方法の周知等といった警戒避難に関する様々な取組を実際の避難行動に結びつけることが重要です。地域での土砂災害の危険な箇所を住民に認識してもらい、速やかに避難してもらうよう、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の向上による被害の軽減のために、大阪府内における効果的な取り組み事例を共有します。

【逃げる】

○ハザードマップ関連

No	掲載年度	実施場所	内容	詳細
1	平成29年度	富田林市	行政主導でないハザードマップの作成	事例1
2	平成30年度	四條畷市	地区防災マップの作成補助	事例2
3	平成30年度	柏原市	地区単位ハザードマップの作成	事例3
4	平成30年度	河内長野市	地域版ハザードマップ作成について	事例4
5	平成30年度	和泉市	地域の手作りハザードマップの作成について	事例5
6	平成30年度	泉南市	地区防災マップの作成について	事例6
7	令和元年度	豊中市	土砂災害対策の取り組み事例（ソフト対策）について	事例7
8	令和元年度	三島郡島本町	土砂災害ハザードマップの配布について 平成31年3月配布	事例8
9	令和元年度	東大阪市	地域版ハザードマップ事業について	事例9
10	令和3年度	高槻市	地域版ハザードマップ	事例10
11	令和3年度	三島郡島本町	ハザードマップ	事例11
12	令和3年度	交野市	土砂災害対策についての取り組み	事例12
13	令和4年度	池田市	池田市ハザードマップの改定	事例13
14	令和4年度	箕面市	箕面市エリア別ハザードマップ（校区別）作成について	事例14

「デジタル・ハザードマップ」の一般公開につ

地域の手作りハザードマップの作成について

◆ワークショップを開催

- 第1回ワークショップ
土砂災害などのリスクとその対策、地域の防災体制とハザードマップについて
- 第2回ワークショップ
避難路や一時避難場所、危険箇所を確認（まちあるきの実施）
現場での問題点や課題点を把握（地域の伝承・災害履歴）
過去に発生した災害時の状況
- 第3回ワークショップ
地域の警戒避難体制について
・地区の警戒態勢
・地区の避難態勢（いつ逃げるか、どこに・どのように逃げるか）
地域の防災体制とハザードマップについて

ハザードマップ完成・避難訓練へ



和泉市

箕面市エリア別ハザードマップ（校区別）作成について

◆経緯

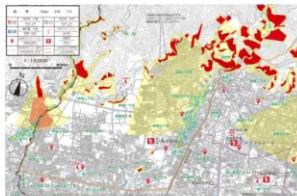
令和3年6月に箕面市災害危険区域・避難所を更新し全戸配布を行いました。箕面市災害危険区域・避難所の更新に伴い、エリア別ハザードマップ（校区別）の作成を行いました。

◆内容

ハザードエリアがある区域について、エリア別ハザードマップを作成していましたが、ハザードエリアが更新されたため、市内14地区の校区別のハザードマップを作成しました。

◆効果

校区ごとの危険性や避難所の位置をわかりやすくなりました。



箕面市

避難行動意識向上のための取組み（タイムライン防災）

- 洪水や土砂災害、高潮災害などのハザードを対象に、国や市町村と連携し、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を平成28年度から推進。
- 「市町村」「地域」のタイムラインについては、事例の紹介や専門家による講演開催などにより策定を支援。

●タイムライン防災とは・・

災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、
「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列に整理

- タイムラインの策定過程で、お互いの**顔が見える関係**を築く。
- タイムラインであらかじめ**役割を決めて、動く**。
- タイムラインは、**首長の意思決定を支援**する。
- タイムラインで、**先を見越した早めの行動**が安全・安心に。
- タイムラインを防災チェックリストとし、防災行動の**漏れ、抜け、落ちの防止**に。
- タイムラインに実災害での**反省や課題をフィードバック**。



広 域タイムライン

比較的大きな流域（寝屋川、安威川・神崎川、石川、大津川）を対象とし、多くの防災機関の防災行動を記載し、主に**国や大阪府が主体**となり作成。（5/5地域 策定 R5.12末時点）



大規模水害タイムライン（寝屋川流域）

市 町村タイムライン

市町村の各部署の防災行動を記載し、主に**市町村が主体**となり作成。（38/43自治体 R5.12末時点）
※土砂災害警戒区域等を有しない市町を含む



土砂災害タイムライン（市町村）

コ ミュニティ（地域）タイムライン

自治会や小学校区などの区域を対象とし、住民や自主防災組織などの防災行動を記載し、主に**市町村と地域や住民が一緒に**作成。（77地区で策定 R5.12末時点）
※洪水・高潮を含む



高潮タイムライン（貝塚市）

避難行動意識向上のための取組み（要配慮者利用施設における避難確保計画）

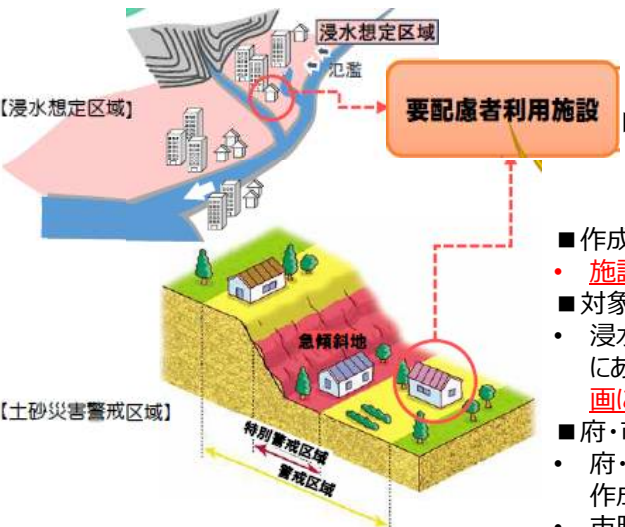
- 平成29年に土砂災害防止法が改正され、土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化。
- 大阪府では、庁内関係部局や市町村と連携し、講習会の開催や解説動画の作成・紹介をするなど、施設管理者による計画作成や避難訓練の支援を実施。

●背景・概要

平成21年7月中国・九州北部豪雨やH28.8台風10号等では、逃げ遅れによる多数の犠牲者



平成29年6月 土砂災害防止法の改正
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付け



(H21.7) 山口県防府市



(H28.8) 岩手県岩手町

社会福祉施設、学校、病院など
防災上の配慮を要する者が利用
する施設

- 作成義務を負うもの
 - 施設管理者（公共・民間）
- 対象
 - 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設のうち、市町村の地域防災計画に位置付けられた施設
- 府・市町村の役割・責任
 - 府・市町村の関係部局は連携して計画作成の助言等、積極的に支援を行う。
 - 市町村は、作成していない施設管理者に対して指示や公表ができる。

●対象となる施設数※

※基礎調査時点、重複を含む

大阪府	警戒区域	特別警戒区域
土石流	318	8
急傾斜地の崩壊	251	89
計	569	97

地域防災計画に記載された対象施設数：376（R5.9末時点）

●計画作成促進に向けた取組

令和5年9月末時点の土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成率は、**府内全体で約95%**（全国平均は約89%）

■計画作成講習会の開催

■解説動画の作成・紹介

●避難訓練の実施促進に向けた取組

モデル施設での避難訓練実施支援や訓練事例を紹介
⇒令和5年3月末時点の避難確保計画に基づく訓練の状況は、**府内全体で約37%**（全国平均は約46%）

避難行動意識向上のための取組み（個別避難計画）

- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に対し、避難支援等に必要な事項を個別に定める個別避難計画の作成について、市町村へ努力義務が課された。
- 大阪府危機管理室では、個別避難計画作成支援ガイドを作成し、市町村へ支援を実施。

●市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド

大阪府危機管理室防災企画課

個別避難計画作成支援について

「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」策定の経緯

- 令和3年5月災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務に。
- 国の指針において、優先度の高い方（ハザードの有無、マップ上で危険な地域にお住まいの方や要介護度や障害の程度により市町村が基準を決定）について、おおむね5年以内に作成することが示された。
- 府内市町村の危機管理担当部署より、個別避難計画の作成に向けた進め方に苦慮されているご意見を受け、大阪府は、効率的な計画作成の参考にしていただくことを目的に「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を令和5年3月末に策定。



支援ガイドの主な内容

- 個別避難計画の作成に向けた進め方を提示するとともに、府内市町村等の具体的な事例を紹介しております。（次頁の全体像をご覧ください）

コミュニティタイムライン等との連携

- 「計画作成推進に向けた多様なアプローチ」の計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介する章では、コミュニティタイムラインと連携した作成事例を紹介しております。
- コミュニティタイムラインや地区防災計画の作成等により、自主防災組織や自治会等地域と関わる際には、個別避難計画の作成のきっかけになるよう、ご検討ください。
 - 当該の地域に避難行動要支援者がおられるか、ご確認ください。
 - おられる場合は、その方の避難についてお考えいただくよう、働きかけをお願いします（地域の方、ご本人のどちらでもかまいません）。

- 個別避難計画は、大規模災害の教訓のもと、災害時に誰一人取り残さない（ご本人が避難することをあきらめない）ための重要な手段です。
 - まずは、ご本人（地域の方）の命をまもることを考えていただくことが重要です。
 - 最初は全ての項目が充足しなくてもかまいません。ご本人（または地域）が徐々に計画に慣れていただければ幸いです。
 - 計画が1件でも作成できれば、その経験を元に他の方や地域で応用や発展が可能です。
- 当計画作成が、福祉や健康医療等の部署のご担当である市町村におかれましては、連携して作成の推進をお願いします。
- 支援ガイドは大阪府HPからダウンロードできます。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/soigaitaisaku/index.html>
- ご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

大阪府 危機管理室 防災企画課 地域支援グループ 電話：06-6944-9128（直通）

市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド全体像

全体構成

★個別避難計画の作成に向けた進め方を提示するとともに、府内市町村等の具体的な取組事例を紹介

第1章 基本的な事項 第2章 作成前準備

- ・個別避難計画作成の流れ・計画作成を通じた地域共生社会づくり
- ・府の取組・府内体制の整備・計画の優先度の検討
- ・モデル地区の選定・避難行動要支援者の同意

第3章 計画作成に向けた3つの進め方と具体的な取組事例

- 計画作成への進め方を3つ（福祉・医療専門職の協力を得て作成、地域の協力を得て作成、本人・家族が作成）に分類し、府内市町村の具体的な取組事例とともに紹介

- ①主に福祉・医療専門職の協力を得て作成する進め方
例：東大阪市、豊中市
- ②主に地域の協力を得て作成する進め方
例：枚方市、泉佐野市、熊取町
- ③本人・家族・親族が記入し、作成する進め方
例：八尾市

第4章 計画作成推進に向けた多様なアプローチ

- ・計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介

- 市による避難先と担い手の確保 ～大東市～
- コミュニティタイムラインと連携した計画作成 ～高槻市～
- 難病児・者の医療機関等による支援 ～泉佐野保健所～

第5章 計画作成後 第6章 FAQ・他資料集

- ・計画作成後の実効性確保に向けた取組 ～岡山市～
- ・FAQ集・資料集：ガイド掲載事例市町村等の各種様式、要綱等

内容のポイント

- ポイント1：府内市町村の具体的な手続き例を実務レベルで提示
- ポイント2：マンパワーに配慮し広く展開可能な事例を厳選
- ポイント3：各市町村担当者の思いやコメントを生の声として掲載
- ポイント4：様式はそのまま使えるワード・エクセルで提供
- ポイント5：個別避難計画の専門家である阪大教授による監修

今後の展開

- 市町村向け個別避難計画作成研修で活用
- ・個別避難計画作成支援研修で教材として活用
- 個別避難計画作成関係者に広く配布
- ・地域の自主防災組織、民生委員、福祉専門職の方にも広く配布
- 定期的なブラッシュアップ

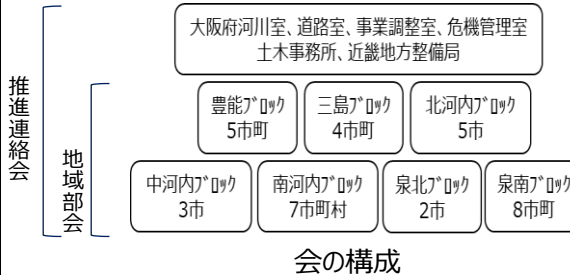
●個別避難計画作成状況 (R5.10.1現在)

一部策定済み 35市町村
令和4年度着手 1市
令和5年度着手 7市町

●個別避難計画作成数 (R5.1.1時点) 15,880計画

●避難行動要支援者数 (R5.1.1時点) 490,092人

●砂防部局による取組み 府内関係部局や市町村から構成される総合土砂災害対策推進連絡会やその地域部会において、取組状況などを情報共有



(逃げる) とりまとめ・課題と今後の進め方

- 逃げる施策として、地域版ハザードマップの作成を推進。
- 加えて、府民の適切な避難行動に繋げるため、土砂災害の危険度をわかりやすく提供。
- さらに、近年の土砂災害を踏まえ、高齢者など要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や、市町村、地域単位でのタイムライン作成の取組などを実施。

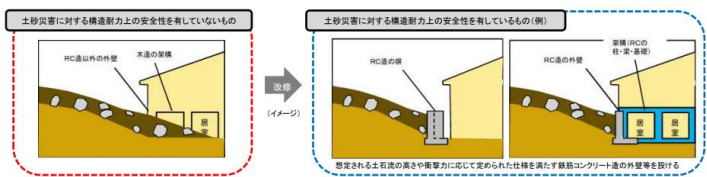
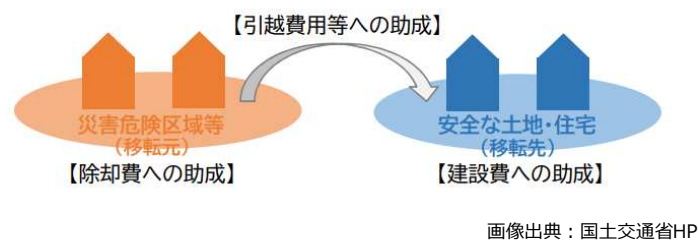
取 組		施 策	取組状況	課題等	今後の進め方（案）
逃 げ る	地 域 版 H M	地域版ハザードマップの作成 促進及び避難訓練の促進	・令和4年度末で約95%を 作成	・避難の実効性の向上	・土砂災害をより身近に感じても らうための防災学習の取組み ・土砂災害警戒情報の性質の 周知
	情 報 発 信	避難行動を促す土砂災害警 戒情報の判定形式及び情報 提供	・新CLにより土砂災害警戒 情報を9回発表		・蓄積した降雨情報や災害情 報をもとにCLの見直し

凌ぐ施策

土砂災害リスクを踏まえたまちづくりの推進

移転・補強補助制度の活用状況

- 平成27年度より、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅において移転及び補強の助成を開始。
- 令和5年12月までに10件の移転補助を行った（補強補助は実績なし）。



土砂災害特別警戒区域内の
保全人家戸数※1

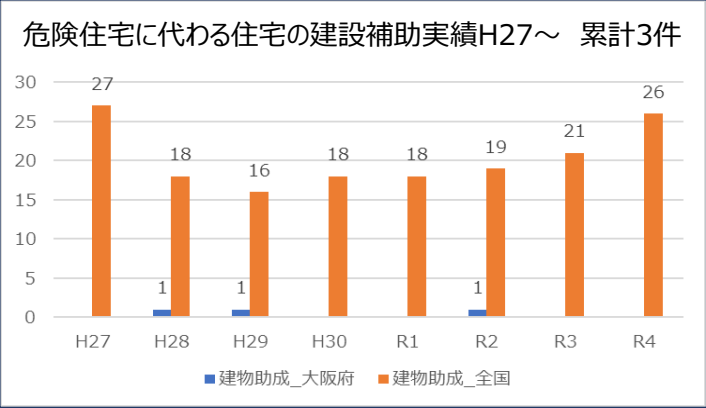
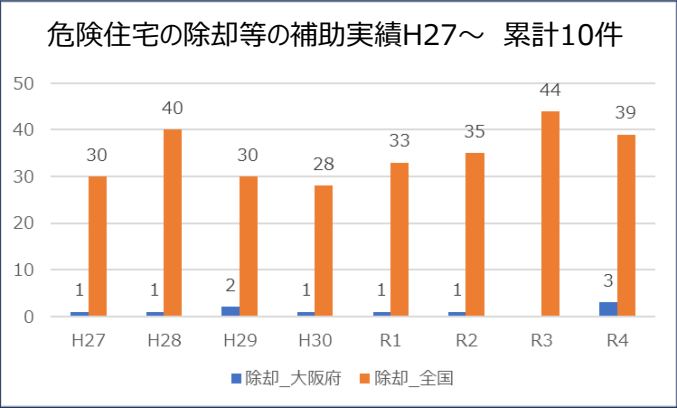
9,806戸

※1：基礎調査時点、かけ崩れを対象。区域による重複を含む

移転補助制度		
○大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱 （S63.10.19制定／R01.10.3最終改正） （国制度：住宅・建築物安全ストック形成事業《かけ地近接等危険住宅移転事業》）		
区分	対象住宅	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	以下のいずれかに該当する区域内の居室を有する建築物のうち、区域が指定される以前に建築されたもの 1. 建築基準法に基づく災害危険区域 2. 土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づく土砂災害特別警戒区域 ←改正により追加	※1戸あたり 97.5万円
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費（建物助成費）	※なお、建物助成費については、金融機関等から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とする。	1戸あたり 421万円 （建物325万円、 土地96万円）

※移転補助については、令和6年度より除却費用について国の要綱にあわせ変更予定

補強補助制度			
○大阪府土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱 （H27.9.4制定／R01.10.3最終改正） （国制度：住宅・建築物安全ストック形成事業《住宅・建築物耐震改修事業（土砂災害関係）》）			
区分	対象住宅	補助率	補助限度額
土砂災害特別警戒区域内住宅補強設計補助	・土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建築された居室を有する住宅 ・課税所得金額5,070千円未満であること	23%	1棟あたり15.4万円 ※補助限度額算出根拠 設計費限度額：67.2万円 67.2万円×23%＝15.45万円 ※効果促進事業
土砂災害特別警戒区域内住宅補強工事補助		23%	1棟あたり77.2万円 ※補助限度額算出根拠 工事費限度額：336万円 336万円×23%＝77.2万円



移転・補強の実績（大阪府及び全国）

全国実績は「住宅・建築物耐震改修事業等必携2023年度版」より大阪府が作成（土砂災害特別警戒区域以外も含む）

移転・補強制度の市町村運用状況

	移転	補強
能勢町	H29.4	H29.4
豊能町	H29.4	H30.3
池田市	H29.4	H29.4
箕面市	H29.6	
豊中市	R1.7	R1.7
茨木市	H29.3	H29.3
高槻市	H29.4	H29.4
吹田市	R1.10	R1.10
島本町	H30.4	H30.4
枚方市	H28.12	H28.12
交野市	H31.4	
寝屋川市	○	
四條畷市	H29.4	
大東市	R2.1	
東大阪市	H31.4	
八尾市	H30.4	H30.4
柏原市	H28.4	H28.4
太子町	H31.4	H31.4
河南町	H31.4	H31.4
羽曳野市	H28.10	H31.3
大阪狭山市	R1.6	R1.6
富田林市	R1.12	R1.12
河内長野市	R2.1	R3.1
千早赤阪村	H30.4	H30.4
堺市	H29.5	H28.3
和泉市	H30.4	H30.4
岸和田市	H28.1	
貝塚市	H30.4	
泉佐野市	○	
熊取町	○	
泉南市	H29.4	H29.4
阪南市	○	
岬町	R1.7	
計	33	21

○：申請者からの相談があり次第、運用開始可能

土砂災害リスクを考慮したまちづくり施策の取組み

- 市町村の開発部局に加え、不動産関連団体や建築士関連団体に対して、研修会への参加など土砂災害に関するリスク情報の周知活動を毎年実施。

対象	取組み内容
市町村農業委員会	✓ 各地区の農業委員会職員協議会等の場で土砂災害に関するリスク情報の説明会を実施
府・市開発担当	✓ 開発担当者や開発事業者を対象とした宅地防災技術研修会において、土砂災害に関するリスク情報を説明 ✓ 府住宅建築局（建築指導室）のHPにて「災害リスク（土砂災害・洪水・津波）」を掲載
不動産協会等	✓ 不動産協会や宅地建物取引業者研修会、建築士会が主催する研修において、土砂災害に関するリスク情報の周知を実施



住宅等を建築・購入する方が、安心して建築・購入するために必要な情報をワンストップで提供するページです。
お知りになりたい情報をクリックしていただくと、その情報を提供しているページが別ウィンドウで開きます。

※詳細はリンク先担当課にお問い合わせください。

～中略～

住宅等を建築・購入する際の参考に

- **耐火性の確保について**
耐震診断・耐震改修についての説明や補助制度の紹介、家具の固定など室内の安全のためにしておくことの紹介などを掲載しています。
- **省エネの推進について**
大阪府と大阪府が共同で設置した「おおさかスマートエネルギーセンター」（大阪府堺市豊川区産別エネルギー政策課内に設置）について紹介しています。
同センターでは、省エネの推進や再生可能エネルギーの普及と拡大を目指し、府民や事業者からのご質問やご相談にお応えするほか、マッチング事業などを積極的に展開しています。
- **バリアフリーについて**
バリアフリーに関する制度や法律等を紹介しています。
- **災害リスクについてくす砂災害、洪水、津波。**
大阪府では、土砂災害や河川災害、津波による浸水のおそれのある地域にお住いの方々のリスク周知のために、対象となる区域を調査し、その結果を公開しています。

このページの作成所属
都市整備部 住宅建築局建築指導室建築安全課 計画・指導グループ



宅地建物取引業者研修会での説明

都市計画による土地利用誘導に向けた取組み

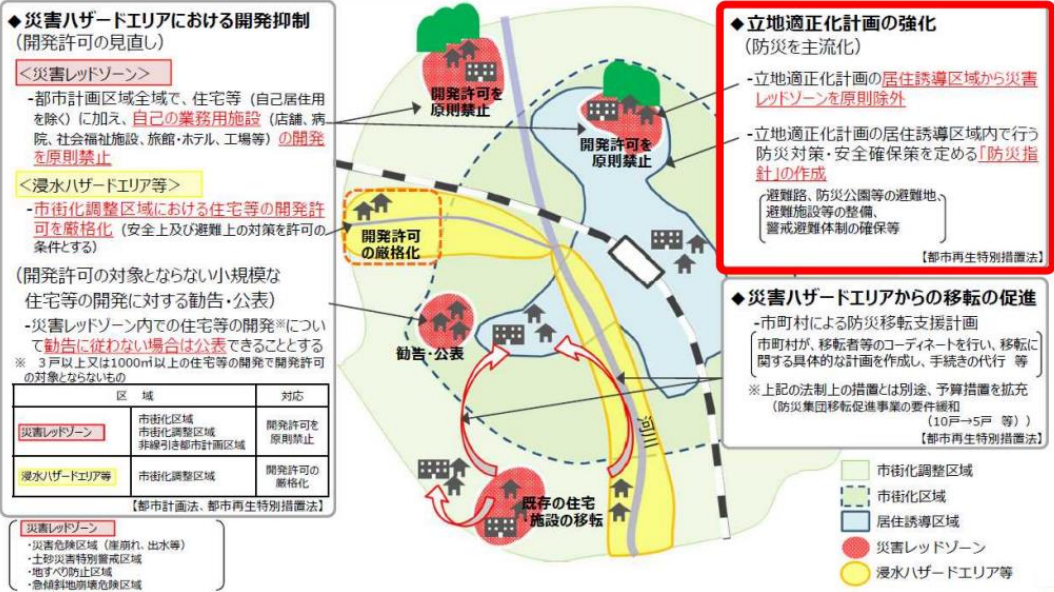
- 市町村が策定する立地適正化計画での「居住誘導区域の設定」や「居住誘導区域内の防災指針」において、防災・減災に留意した土地利用となるように作成を支援。

○立地適正化計画

- 都市再生特別措置法（2002年（平成14年）法律第22号）の2014年（平成26年）改正により規定された制度
- 都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する計画であり、都市計画に関する基本的な方針「市町村マスタープラン」としてみなされるもの。
- 立地適正化計画は、居住誘導区域を定めること等によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成を推進してきたが、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、改正された都市再生特別措置法（2020年（令和2年）6月）では、立地適正化計画に居住エリアの安全性を強化する防災指針を追加することとされた。

府内自治体の立地適正化計画策定状況（令和5年12月末）

市町村	立適計画公表日	防災指針	土砂災害防止法
			土砂災害警戒区域を居住誘導区域に含むか
豊能町	未策定	—	—
能勢町	未策定	—	—
池田市	H31.3.22	未策定	含まない
箕面市	H28.2.15	未策定	含まない
豊中市	H31.1.1	未策定	含まない
茨木市	H31.3.31	未策定	含まない
高槻市	H29.3.31	未策定	含まない
吹田市	R.4.3.31	策定	含まない
島本町	策定中	—	—
枚方市	R4.3.31	策定	含まない
交野市	未策定	—	—
寝屋川市	H30.4.1	未策定	含まない
四條畷市	未策定	—	—
大東市	H30.1.31	策定	含む
東大阪市	R1.12.27	策定	含まない
八尾市	R4.3.31	策定	含む
柏原市	未策定	—	—
太子町	未策定	—	—
河南町	未策定	—	—
羽曳野市	策定中	—	—
大阪狭山市	策定中	—	—
富田林市	R5.3.31	策定	含まない
河内長野市	H31.3.29	未策定	含まない
千早赤阪村	未策定	—	—
堺市	策定中	—	—
和泉市	H31.3.31	未策定	含まない
岸和田市	策定中	—	—
貝塚市	R5.3.31	策定	含まない
泉佐野市	未策定	—	—
熊取町	R4.3	策定	含まない
泉南市	未策定	—	—
阪南市	H30.8.31	未策定	含まない
田尻町	未策定	—	—
岬町	未策定	—	—



国土交通省「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について

都市計画による土地利用誘導に向けた取組み

- 令和4年4月1日の大阪府都市計画法施行条例改正により、市街化調整区域内の災害リスクの高いエリアにおける開発許可制度を厳格化。

○開発手続き等による土地利用誘導に向けた取組み

出典：大阪府HP（大阪府都市計画法施行条例の改正等について）

背景

～開発許可できない区域の追加と許可基準の制定～

近年、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生

平成30年7月豪雨による土砂被害	令和元年東日本台風（第19号）による浸水被害
 ひろしま あききたく「ちたみなみ」 広島県広島市安佐北区口田南	 北陸新幹線 車両基地 破壊点 （千曲川左岸 58.0k付近） 信濃川水系千曲川浸水状況 （長野県長野市）

■災害ハザードエリア

府条例において
開発許可できない区域

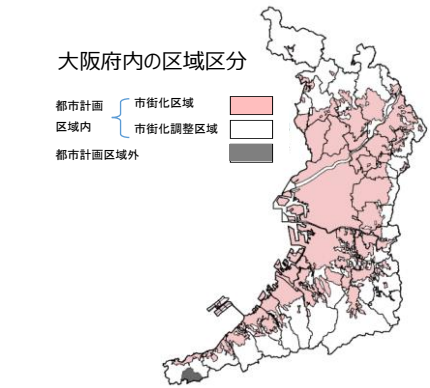
- 規定済
- 追加

◎災害レッドゾーン

- 災害危険区域（建築基準法）
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
- 浸水被害防止区域（特定都市河川法）

◎浸水ハザードエリア等

- 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）
- 浸水想定区域（水防法）のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア → 浸水深3m以上
 - ・洪水浸水想定区域【大臣指定 淀川・大和川】【知事指定】
 - ・高潮浸水想定区域【知事指定】



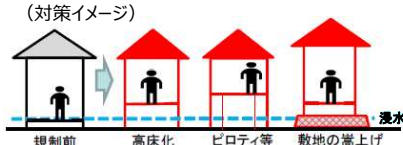
国の動き

河川堤防の整備等のハード対策に加え、「災害ハザードエリア」における開発の抑制が重要なため、都市計画法を改正

都市計画法の改正（R2.6公布・R4.4施行）	
（現行） 都市計画区域の災害レッドゾーンにおいて、 非自己用施設の開発を原則禁止	↓
（改正） <u>自己業務用の施設（店舗・病院・社会福祉施設・旅館・ ホテル・工場等）を開発を原則禁止する区域に追加</u>	
【法33条1項8号】	
（現行） 「市街化調整区域（市街化を抑制すべき）」においても、 市街地の隣接、近接する等の区域で、地方公共団体が 条例で区域等を指定すれば、市街化区域と同様に開発が可能	↓
（改正） 開発が可能な区域から、 <u>災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリア等の除外を徹底</u>	
【法34条11号、12号】	
技術的助言（R3.4発出）	
● 開発審査会の議を経て許可する案件についても、改正の趣旨を踏まえ、 法34条11号、12号と同様の対策の実施を求める	
【法34条14号】	

大阪府の対応

法改正により開発許可できない区域（●）について、府条例等の改正及び、浸水ハザードエリア等における開発の許可基準を制定

大阪府都市計画法施行条例等の改正	
（現行）市街化調整区域で開発許可できない区域 「災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域」 【法34条11号、12号、14号】 ↓ （改正）開発許可できない区域に追加 「浸水被害防止区域」及び「浸水ハザードエリア等」	府条例で定めるもの ・5市町（交野市、松原市、河南町、高石市、阪南市）の12区域（約41ha）を指定し、開発が可能 【法34条11号】 ・開発審査会の議を経て許可してきた定型的なものを規定し、開発が可能 【法34条12号】
浸水ハザードエリア等における開発の許可基準の制定	
土砂災害警戒区域 ①②のいずれか	① 市町村地域防災計画に定められた避難場所（土砂災害防止法）への確実な避難にあたり、避難確保計画の作成、訓練の実施、結果報告の義務化及び助言・勧告を踏まえた計画の見直しが徹底されているもの ② 土砂災害特別警戒区域の基準を準用（建築基準法に定める土砂災害による作用が想定される衝撃等に対する安全な構造基準）
浸水想定区域のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア	・戸建住宅、店舗、商業施設、工場など 垂直避難が可能なよう、居室の床面の高さが、想定浸水深（3m）以上 ・集合住宅 すべての居住者の居室の床面の高さが、想定浸水深（3m）以上 （対策イメージ） 

(凌ぐ) とりまとめ・課題と今後の進め方

- ・ 凌ぐ施策として、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転や補強に対する補助を実施。
- ・ また、近年の土砂災害をうけ、まちづくりと連携した土地利用誘導策を実施。

取 組		施 策	取組状況	課題等	今後の進め方（案）
凌ぐ	移転・補強	特別警戒区域内に存在する既存住宅の移転及び補強補助制度の構築	・移転制度の実績：10件 ・補強制度の実績： 0件	・移転制度のさらなる活用促進 ・補強制度の活用	・移転制度の補助限度額の見直しや制度のさらなる周知
	その他	土砂災害リスクを踏まえた土地利用誘導	・居住誘導区域から土砂災害警戒区域等を除外した市町村数：15市町 ・市街化調整区域の開発の厳格化	・まちづくりとの連携	・まちづくりと連携した土砂災害対策 （詳細については、資料3）

防ぐ施策

砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設等の整備の推進

土砂災害対策施設整備の考え方（重点化指標）

- 土砂災害防止法の区域指定結果より「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」のそれぞれの評価結果をもとに優先順位（重点化）が高い箇所から「土石流対策」「急傾斜地崩壊対策」を実施。

●土石流対策の優先順位（重点化）

③ 重点化の総合評価について

「災害発生の危険度」、「災害発生時の影響」のそれぞれの評価結果を基に、表参 2-3 のとおり、A～E ランクに分類する。

事業の優先度は、A ランクは、当面の重点箇所、B ランクは、次期対策候補箇所、C～E ランクは、当面ハード対策見送り箇所とする。

ただし、表参 2-4 のように、地区単位ハザードマップ作成や避難訓練の実施等、地元の取組みを一定評価し、評価を 1 ランクアップとする。

表参 2-1 【災害発生の危険度】評価一覧表

項目	評価基準	評価点
発生流域面積 (渓床勾配 15° 地点より上流の流域面積)	5 ha 以上 3 ~ 5 ha 未満 3 ha 未満	5 4 3
平均渓床勾配 (土石流氾濫開始点)	1.5° 以上 1.0° ~ 1.5°	5 3
堆積土砂厚の平均 (渓床勾配 10° 以上での各断面の最深堆積土砂厚)	2 m 以上 0.3 ~ 2.0 m 未満	5 3
地質の状況 (山腹斜面)	風化花崗岩 (マサ) 崩壊土層、火山岩、風化岩、破砕帯 表土層が特に発達、第三紀・四紀層	3 2 1
地形の状況① (山腹斜面における常時湧水箇所の有無)	常時湧水がある	2
地形の状況② (1000 m/1 か所以上の崩壊履歴)	大きな崩壊履歴がある	2
地形の状況③ (亀裂)	新しい亀裂か滑落崖がある	3
地形の状況④ (流水)	常時流水がある	1
地形の状況⑤ (裸地の存在と流域面積率)	地被状況 10% 以上	3
地形の状況⑥ (谷出口の堆積状況)	有り	1

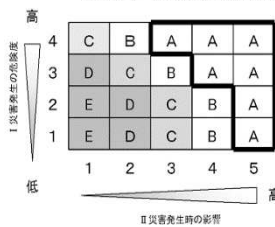
4 (高) 1 (低)

4	18 点以上
3	14 ~ 17 点
2	10 ~ 13 点
1	9 点未満

※但し、災害が発生すればランク 4 とする。

図参 2-3 災害発生の危険度区分

表参 2-3 施設整備箇所の評価



表参 2-4 地域での防災の取組

項目	内容
自助意識	地域で継続的に避難訓練を実施 自主防災パトロールを実施
土砂災害防止法	区域指定済み
警戒避難体制	地区単位のハザードマップ作成済み

避難が難しい要配慮者利用施設に対し、高い配点となっている

表参 2-2 【災害発生時の影響】評価一覧表

項目	評価基準	評価点
災害時要援護者施設 (24 時間入居・入院)	24 時間施設である	3
災害時要援護者施設 (施設別)	老人福祉施設、知的障害者施設、身体障害者施設、医療提供施設 幼稚園、その他	2 1
災害時要援護者施設	特別警戒区域内 警戒区域	1.5 5
災害時要援護者施設 (収容人数)	50 人以上 10 ~ 50 人未満 10 人未満	5 3 1
保全人家戸数 (警戒区域内戸数) 【特別警戒区域内に保全人家がある場合はワンランクアップ】	100 戸以上 70 戸 ~ 99 戸 40 戸 ~ 69 戸 10 戸 ~ 39 戸 10 戸未満	10 [10] 8 [10] 6 [8] 4 [6] 2 [4]
避難所 (警戒区域内)	有り	5
避難路 (警戒区域内)	有り	5
重要公共施設等 (主要道路、鉄道、官公署、学校等)	2 施設以上 1 施設	5 3

5 (高) 1 (低)

5	25 点以上
4	20 ~ 24 点
3	15 ~ 19 点
2	10 ~ 14 点
1	9 点未満

図参 2-4 災害発生時の影響区分

土砂災害対策施設整備の考え方（重点化指標）

●急傾斜地崩壊対策の優先順位（重点化）

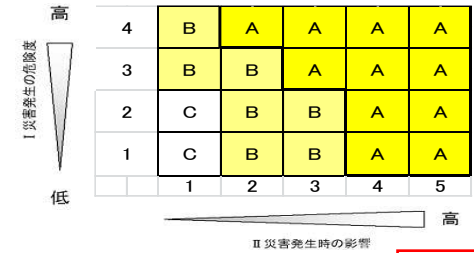
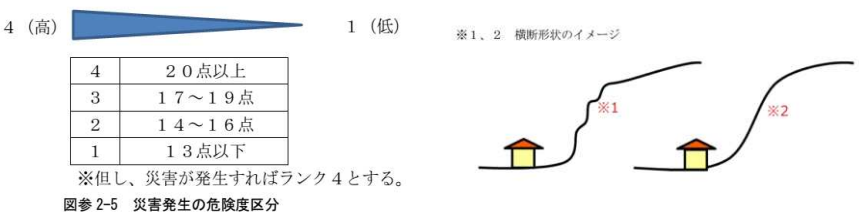
③ 重点化の総合評価について

「災害発生時の危険度」、「災害発生時の影響」のそれぞれの評価結果を基に、表参 2-7 のとおり、A～C ランクに分類し、A ランクを当面の重点箇所とする。

ただし、地元からの対策要望、急傾斜地崩壊危険区域の指定同意、地元等による日常の維持管理協力及び地区単位ハザードマップ作成や避難訓練の実施等のソフト対策の取組については、前提条件とする。

さらに、土砂災害対策事業や市町村事業を組み合わせ、ハード・ソフトの両面から総合的な防災対策の計画を策定し、地域の活性化を図るまちづくりを推進する地域については、評価をワンランクアップするものとする。

表参 2-5 【災害発生時の危険度】 評価一覧表		
項 目	評価基準	評点
斜面の傾斜度	5.0 度以上	5
	4.0 度以上 5.0 度未満	3
	3.0 度以上 4.0 度未満	1
斜面の高さ	3.0 m 以上	5
	1.0 m 以上 3.0 m 未満	3
	5 m 以上 1.0 m 未満	1
斜面の地表の状況	亀裂が発達開口している or 直径 1 m 以上の転石が存在 or オーバーハングを有する	5
	斜面の横断形状に不規則な凹凸※1 を有する	3
	斜面の横断形状に凹凸が無く、平坦な斜面※2 である	
斜面の地盤の状況	傾斜 3.0 度以上の不連続斜面が流れ盤構造をなす	5
	完全に風化し土壌化している又は未固結土砂（崩積土、段丘堆積物含む）である	4
	風化作用を受け、一部は粘土化又は割れ目が発達し粘土を挟在する	3
	岩質は非常に堅硬で全く風化していない又は、わずかに風化岩質が認められる	1
斜面からの湧水の有無	常時湧水がある又は降雨時に湧水がある	5
	斜面が常時ジメジメしている	3
	斜面は乾燥している	1



表参 2-6 【災害発生時の影響】 評価一覧表

(災害時要援護者施設の評価)

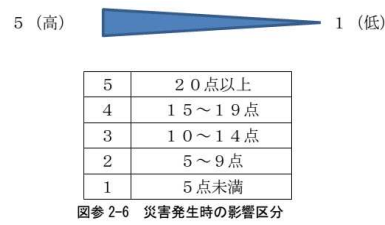
項 目	評価基準	評点
災害時要援護者施設の立地状況	土砂災害特別警戒区域内	15
	土砂災害警戒区域内	5
災害時要援護者施設の種別	老人福祉施設、知的障害者施設、身体障害者施設、医療提供施設	2
	幼稚園、その他	1
災害時要援護者施設の運営時間	24 時間施設である	3
災害時要援護者施設の収容人員	50 人以上	5
	10～50 人未満	3
	10 人未満	1

避難が難しい要配慮者利用施設に対し、高い配点となっている

(災害時要援護者施設以外の評価)

項 目	評価基準	評点
保全人家戸数	20 戸以上	5
	10 戸～19 戸	3
	5 戸～9 戸	1
避難所（警戒区域内）	代替施設の無い避難所	10
	代替施設が有る避難所	5
避難路（警戒区域内）	有り	5
重要公共施設等（主要道路、鉄道、官公署、学校等）	2 施設以上	5
	1 施設	3

※災害時要援護者施設を含む危険箇所は、双方の評価を加算するものとする。



土砂災害対策施設整備の考え方（急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担金）

・ 急傾斜地崩壊対策事業については受益者から負担金を徴収したうえで事業を実施。

●大阪府急傾斜地崩壊防止工事に係る負担金の徴収に関する条例（平成28年4月1日施行）

（以下、負担金条例）

○考え方
今後新たに実施する「急傾斜地崩壊防止工事」については、有識者による「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会からの提言も踏まえ、負担の公平性を確保する観点から、急傾斜地法に基づき、工事に要する費用の一部を受益者から徴収

○負担を求める範囲
土地所有者の保全義務及び崩壊による被害が大幅に軽減されることとなる範囲
※当該範囲に含まれる全ての土地所有者の同意（負担金支払い）が必要
・がけ地（急傾斜地）の土地所有者
・がけ地上端および下端から5 mの範囲の土地所有者

[負担割合]

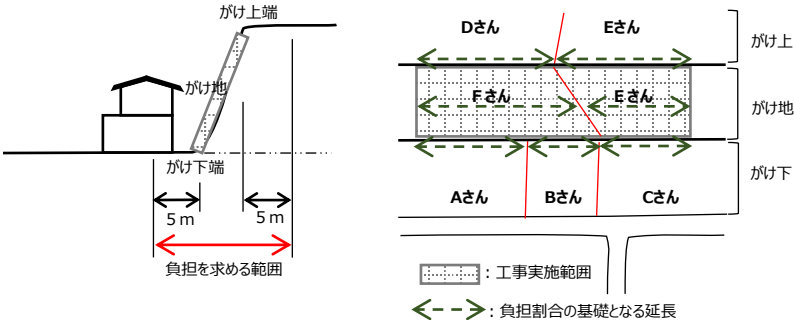
	近接して 公共施設 等あり	左記 以外
がけ高 30m以上	5%	10%
災害工事 隣接斜面	5%	10%
上記以外	10%	20%

○負担額
1. 総額
負担総額 = (急傾斜地崩壊防止工事に要する費用) × (負担割合)
・「工事に要する費用」には工事費や調査設計費を含む
・負担割合は国の採択要件に準じ5%・10%・20%の何れか

2. 各受益者の負担額
負担総額を各受益者が所有する土地の延長割合で分担
・「がけ上端」「がけ下端」はがけ地に接する土地の延長
・「がけ地」はがけの上下端の平均延長

3. 徴収方法
工事の進捗にあわせて年度毎に徴収
・生活保護法による扶助を受けている場合は免除

[負担を求める範囲・土地所有者の延長割合のイメージ図]



大阪府における流木対策の取組み

- 平成25年の伊豆大島の土砂災害等の流木被害等を踏まえ、国の指針※が改定され、大阪府においても原則、透過構造を有する砂防堰堤の整備を開始。
- また、治山事業では、保安林事業や森林整備に加え、大阪府森林環境税を平成28年度より創設し、森林の土石流・流木対策をさらに推進している。

●流木対策の事例

※「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）」および「土石流・流木対策設計技術指針」



不透過型堰堤＋流木捕捉工
天野川支川第四支溪（交野市）



部分透過型堰堤
鬼虎川（東大阪市）



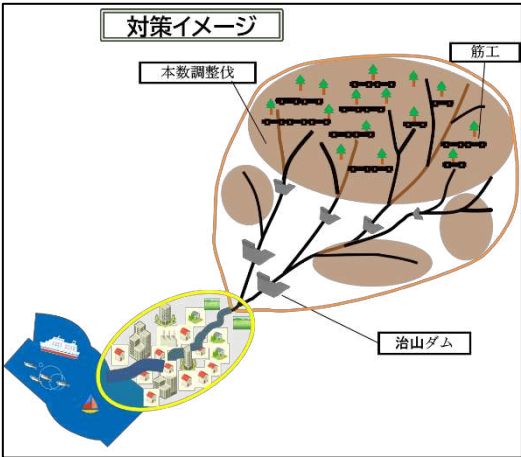
透過型堰堤
北川（能勢町）



流木捕捉工の増設
オケ原川（箕面市）

●大阪府森林環境税制度

- 制度仕組み
年額300円
（個人府民税均等割額に加算）
- 使いみち
・森林の土石流・流木対策
・都市緑化を活用した猛暑対策
- 課税期間
・令和9年度まで



- ・危険渓流の流木対策事業（R2～R6）
- ・集水域（森林区域）における流域治水対策（R6～R10）

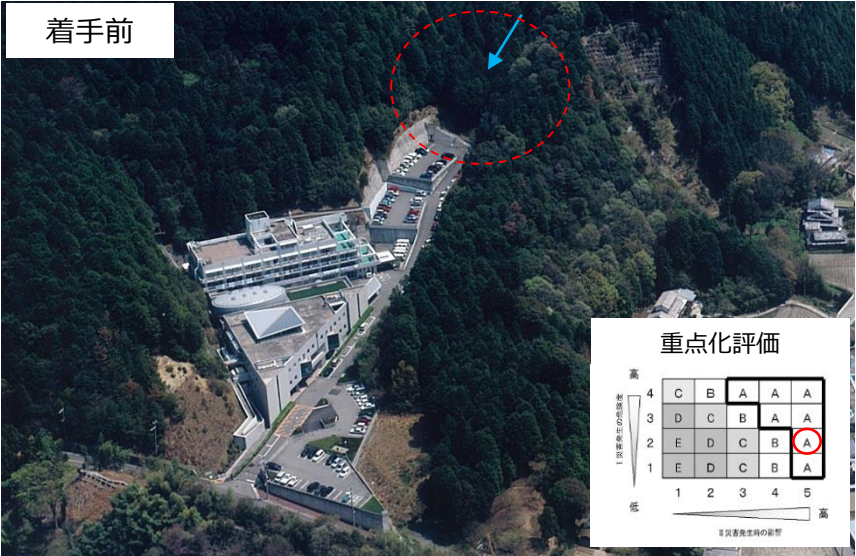
出典：大阪府HP

土石流対策事業（砂防堰堤の整備）

- 砂防堰堤工の整備により、土石流対策を実施。

● 淀川水系 川西谷（豊能町・平成30年度概成）

着手前



重点化評価

高	4	C	B	A	A	A
3	D	C	B	A	A	A
2	E	D	C	B	A	A
1	E	D	C	B	A	A
低		1	2	3	4	5

Ⅰ 災害発生時の被害想定
Ⅱ 災害発生時の影響

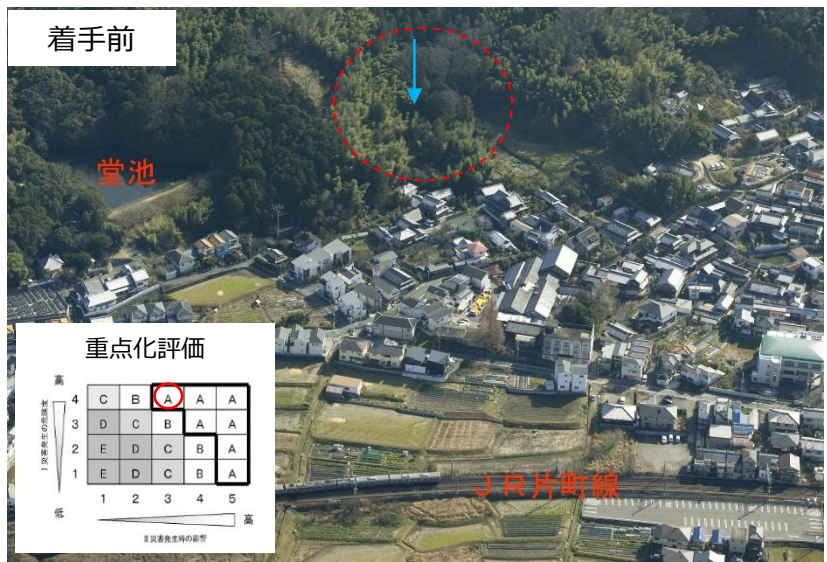
概成



国道477号

● 淀川水系 天野川支川第四支溪（交野市・令和2年度概成）

着手前



堂池

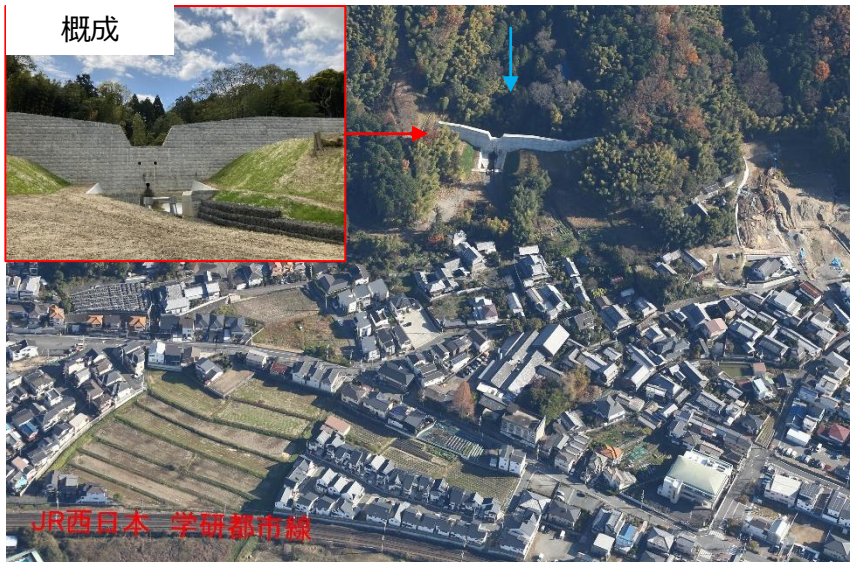
重点化評価

高	4	C	B	A	A	A
3	D	C	B	A	A	A
2	E	D	C	B	A	A
1	E	D	C	B	A	A
低		1	2	3	4	5

Ⅰ 災害発生時の被害想定
Ⅱ 災害発生時の影響

JR片町線

概成

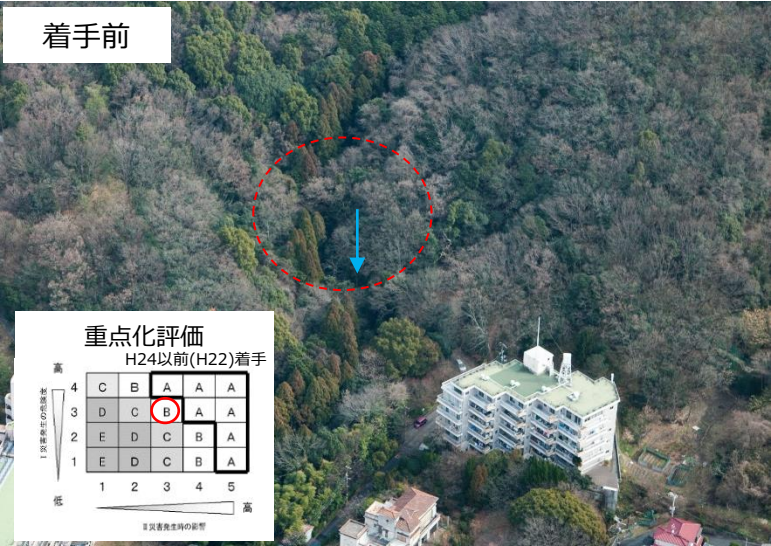


JR西日本 学研都市線

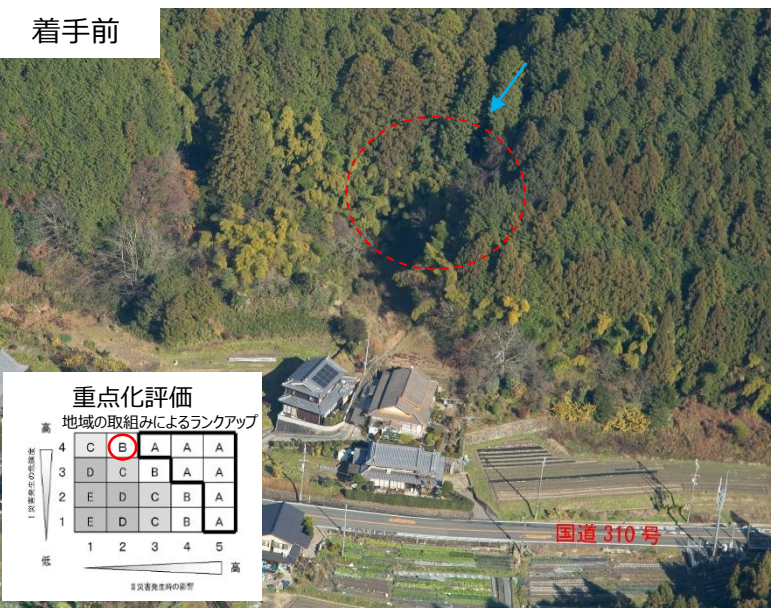
土石流対策事業（砂防堰堤の整備）

- 砂防堰堤工の整備により、土石流対策を実施。

●淀川水系 鬼虎川（東大阪市・令和3年度概成）



●大和川水系 石見川第六支溪（河内長野市・令和5年度概成）

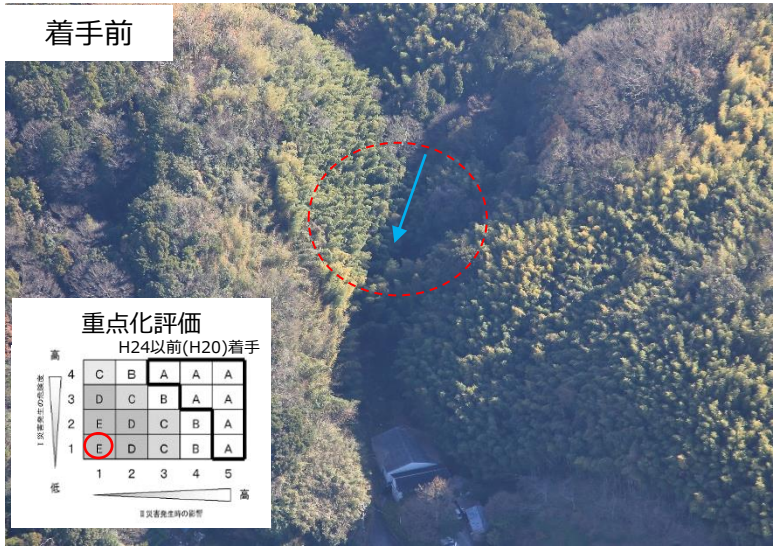


土石流対策事業（砂防堰堤の整備）

- 砂防堰堤工の整備により、土石流対策を実施。

●近木川水系 古淵川第二支溪（貝塚市・令和3年度概成）

着手前

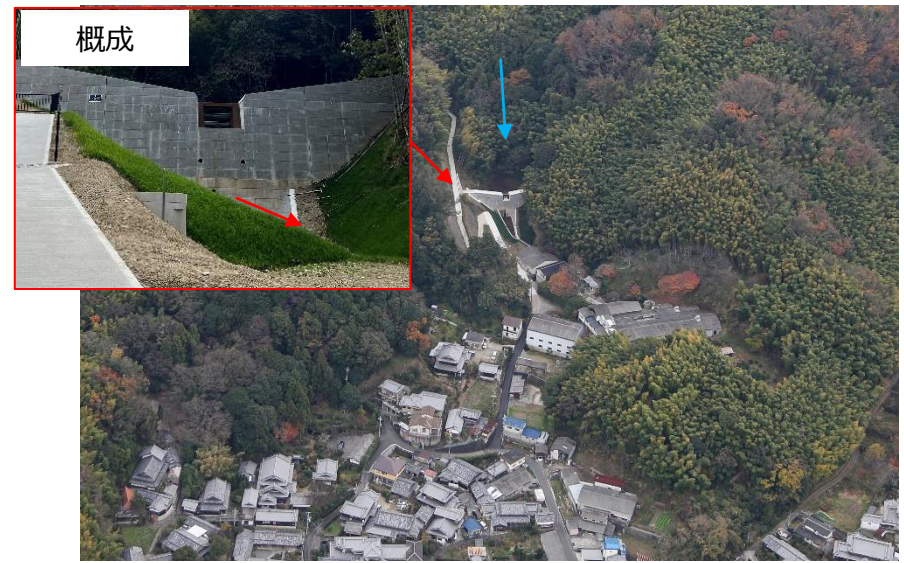


重点化評価
H24以前(H20)着手

高	4	C	B	A	A	A
3	D	C	B	A	A	
2	E	D	C	B	A	
1	E	D	C	B	A	
低		1	2	3	4	5

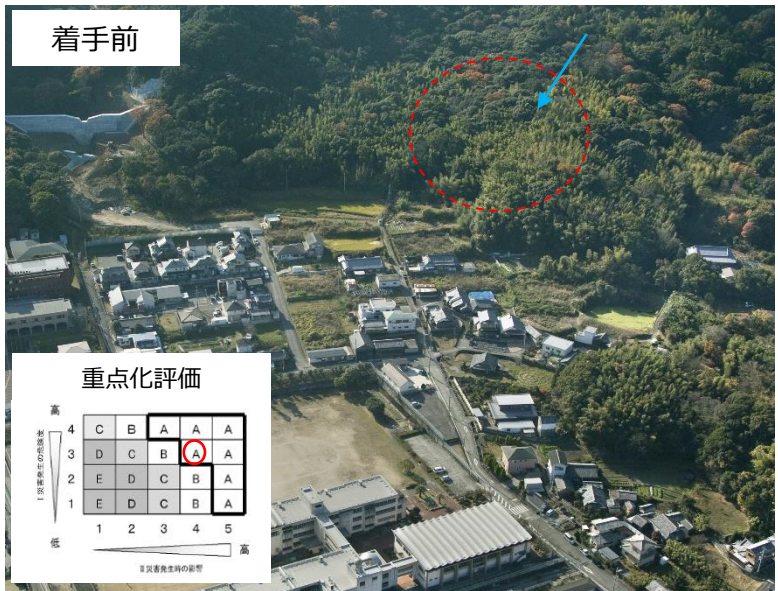
災害発生時の影響
災害発生時の影響

概成



●東川水系 東川第3支溪（岬町・令和5年度概成）

着手前



重点化評価

高	4	C	B	A	A	A
3	D	C	B	A	A	
2	E	D	C	B	A	
1	E	D	C	B	A	
低		1	2	3	4	5

災害発生時の影響
災害発生時の影響

概成



急傾斜地崩壊対策事業（負担金条例適用）

・ 受益者負担金を徴収し、擁壁工や法面工の整備により、急傾斜地崩壊対策を実施。

● 箕面（2）地区（箕面市・令和4年度概成）

着手前



重点化評価
地域の取組によるランクアップ

高	4	B	A	A	A	A
	3	B	B	A	A	A
	2	C	B	B	A	A
低	1	C	B	B	A	A
		1	2	3	4	5

1 災害発生時の被害
2 国土交通省の指定



概成



● 奈佐原地区（高槻市・令和元年度概成）

着手前



重点化評価

高	4	B	A	A	A	A
	3	B	B	A	A	A
	2	C	B	B	A	A
低	1	C	B	B	A	A
		1	2	3	4	5

1 災害発生時の被害
2 国土交通省の指定

概成



急傾斜地崩壊対策事業（負担金条例適用）

- ・ 受益者負担金を徴収し、擁壁工や法面工の整備により、急傾斜地崩壊対策を実施。

● 神力丘地区（富田林市・令和4年度概成）

着手前

高	1	2	3	4	5
4	B	A	A	A	A
3	B	B	A	A	A
2	C	B	B	A	A
1	C	B	B	A	A
低					

一般府道河内長野平野城跡線

概成

一般府道河内長野平野城跡線

● 下河内（4）地区（河南町・事業中）

着手前

高	1	2	3	4	5
4	B	A	A	A	A
3	B	B	A	A	A
2	C	B	B	A	A
1	C	B	B	A	A
低					

事業中

一般府道上河内富田林線

地すべり対策事業

・ 地すべり対策については挙動が確認された場合に実施。

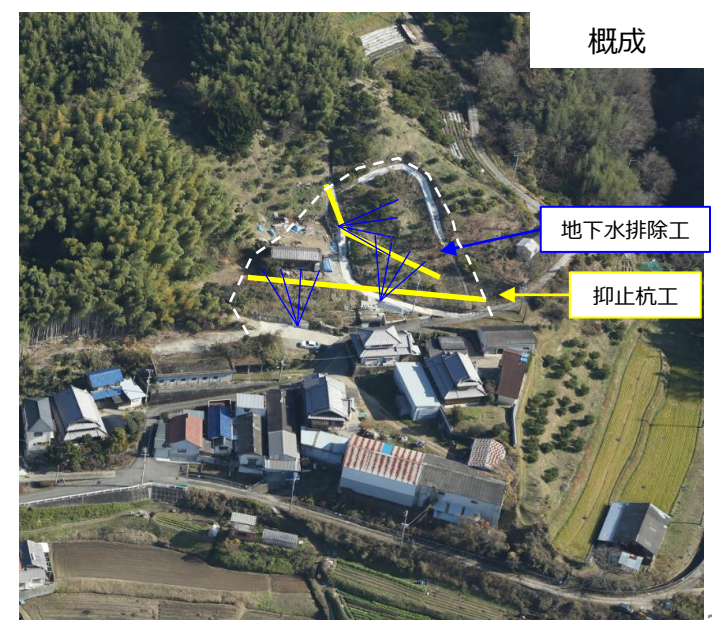
●野間西山地区（能勢町・平成27年度発災 令和3年度概成）

発災直後



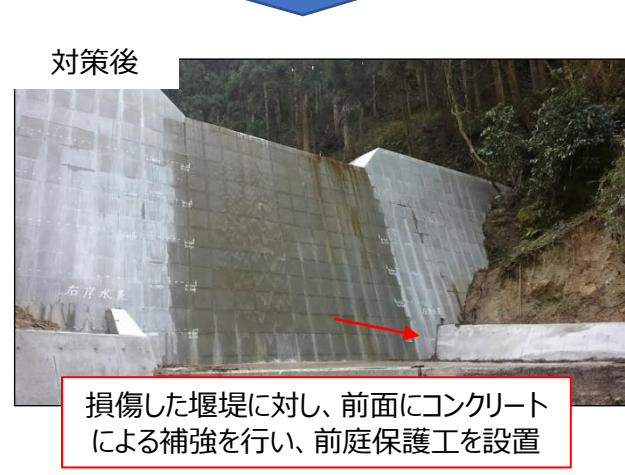
●国分地区（和泉市・平成29年度発災 平成30年度概成）

発災直後



砂防関係施設の維持管理

- ・ 除草・点検といった日常的な維持管理に加え、溪流保全工や砂溜工の除石を計画的に行い、防ぐ施策として保全対策を実施。
- ・ また、施設の老朽化対策として、施設点検による健全度評価を行い、計画的に予防保全対策を実施。



砂防堰堤の補修
(水越川下時谷・千早赤坂村)



急傾斜地崩壊防止施設の補修
(御殿山地区・枚方市)



砂溜工の除石
(鳴川・東大阪市)

砂防指定地等の管理

● 平成26年2月に豊能町木代で発生した砂防指定地内に不法に積み上げられた土砂が崩壊したことを契機に大阪府砂防指定地管理条例を平成27年7月に改正し、砂防指定地の管理を強化。

● 条例改正の背景

- 発生日時：平成26年2月25日（火）
- 発生場所：豊能郡豊能町木代（府道余野茨木線沿いの砂防指定地にしていた民有地）
- 内 容：
 - ・民有地内で**不法（砂防法違反）に投棄された土砂が崩落**。
 - ・隣接する府道余野茨木線の約100mが土砂に覆われ、約5か月間通行止めとなった。
 - ・**人的被害はなかったが、近隣の約1,200世帯で停電が発生した。**
 - ・**許可内容と逸脱した行為を行っていた**ため、是正指導を繰り返すもこれに従わず、**度重なる小規模崩落を引き起こしていたことから、許可の取り消し手続き中**であった

● 条例改正の概要

- 公表制度の創設
 - ・違法行為の拡大・助長を阻止するため、監督処分を行うときに処分を受けた者の氏名等を公表
- 罰則規定の強化
 - ・地方自治法の範囲内で上限を引き上げ
 - （改正前）一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金
 - （改正後）二年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金
- 規制の強化
 - ・行為に係る資力審査の導入
- 土地所有者の義務
 - ・所有地を適正に管理する義務を規定

● 現在の取組み状況

- ・「大阪府砂防指定地内監督処分要綱」を改定し、違法行為に対しての対応方法・順序を明確化し、また違法行為箇所に関しては、毎月の現場確認と行為者への是正指導を実施
- ・「大阪府砂防指定地巡視要領」を改定し、年度当初に巡視計画を作成し、計画に基づき、巡視を実施



土砂崩落直後

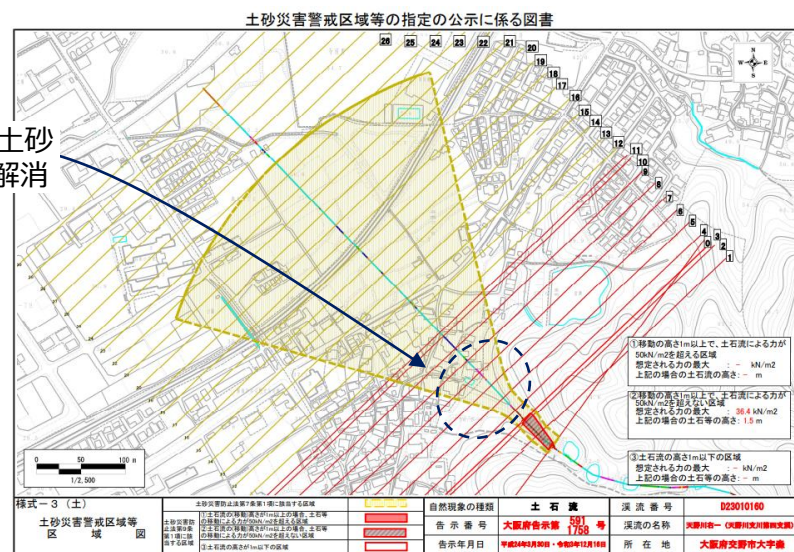
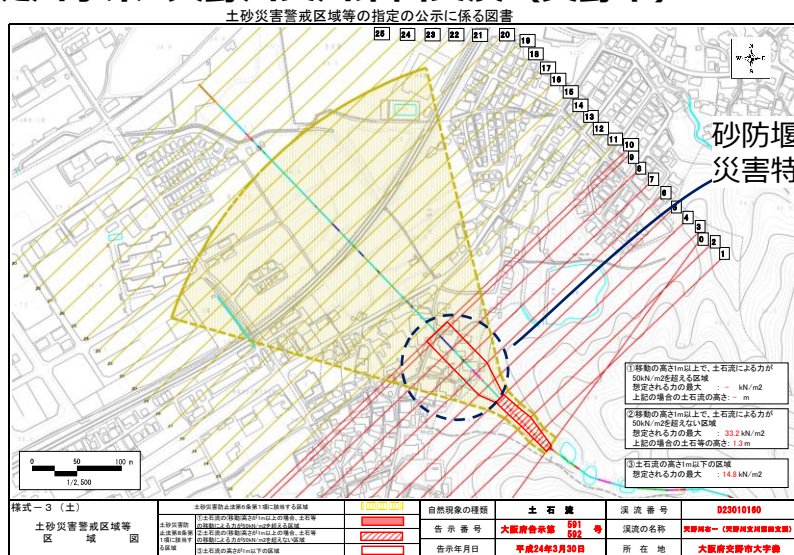


巡視状況

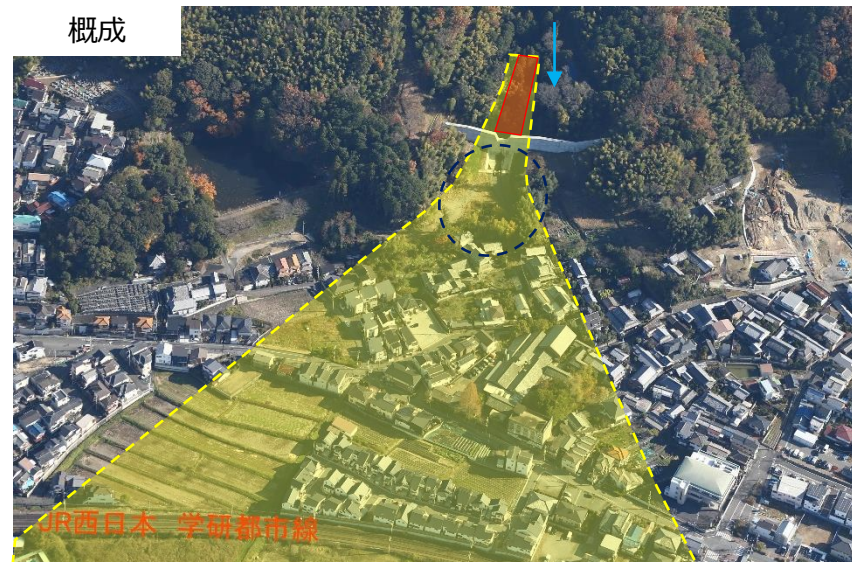
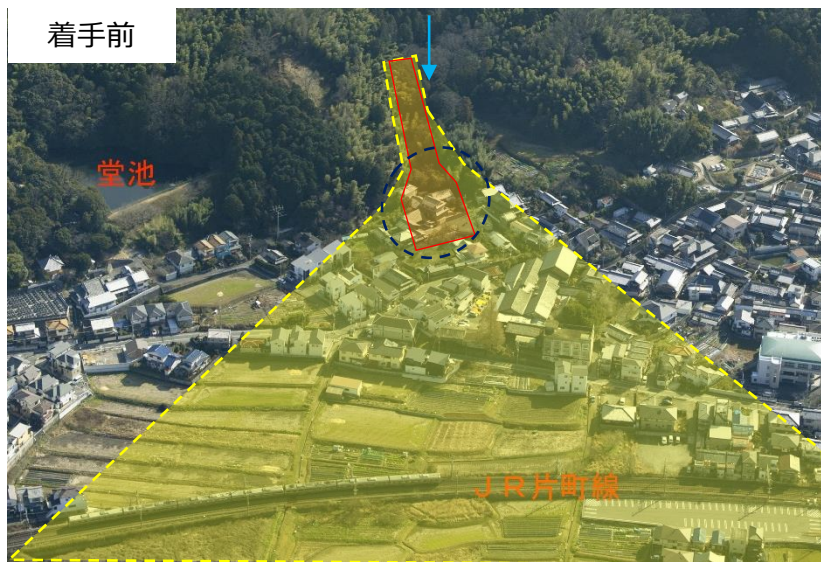
(防ぐ) 土砂災害対策の整備効果

- 優先順位の高い箇所から整備を行い、土砂災害特別警戒区域を解消。

■ 淀川水系 天野川支川第四支溪（交野市）



土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

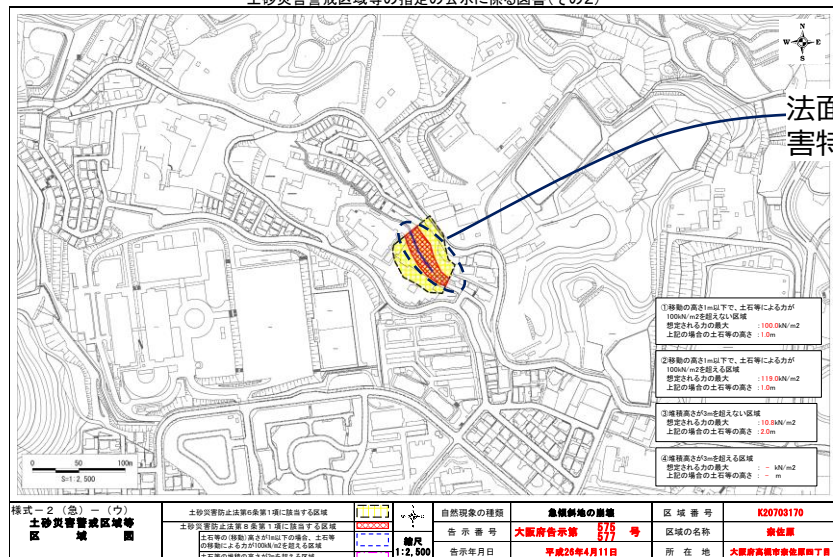


(防ぐ) 土砂災害対策の整備効果

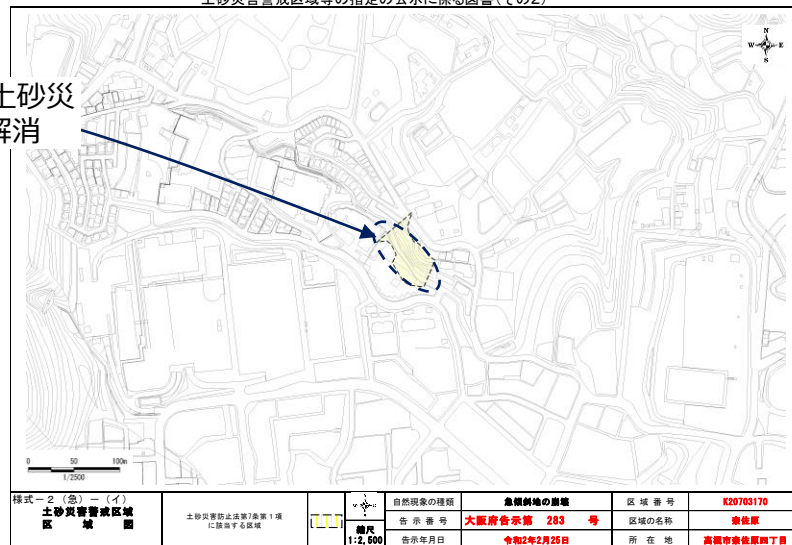
- 優先順位の高い箇所から整備を行い、土砂災害特別警戒区域を解消。

■奈佐原地区（高槻市）

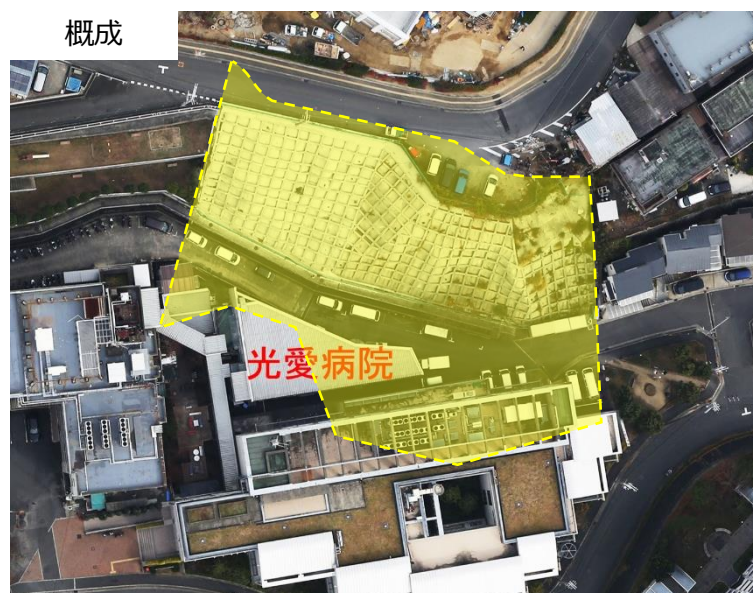
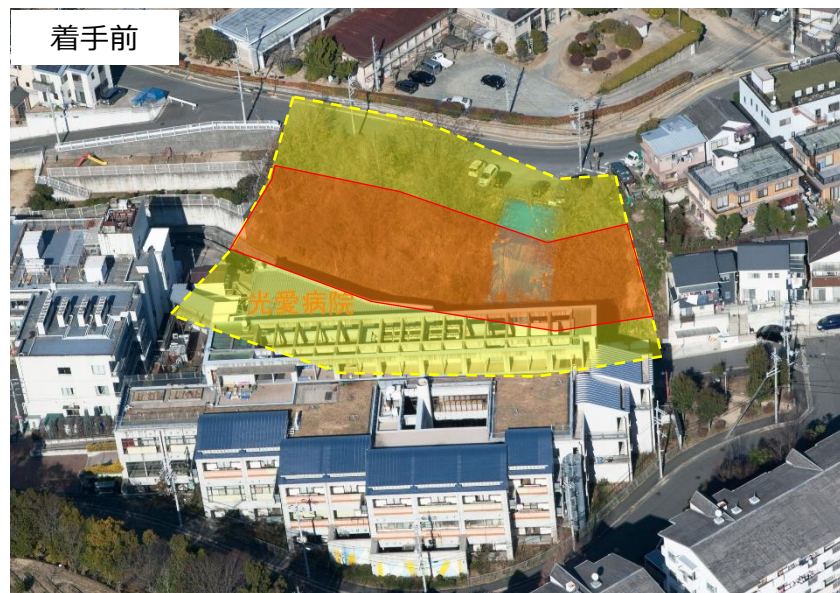
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域



(防ぐ) 土砂災害対策の整備効果

- 対策施設の整備により、崩壊した土砂等を捕捉し効果を発揮。

■ 寺池地区急傾斜地崩壊防止施設（池田市） 発災：平成26年8月24日



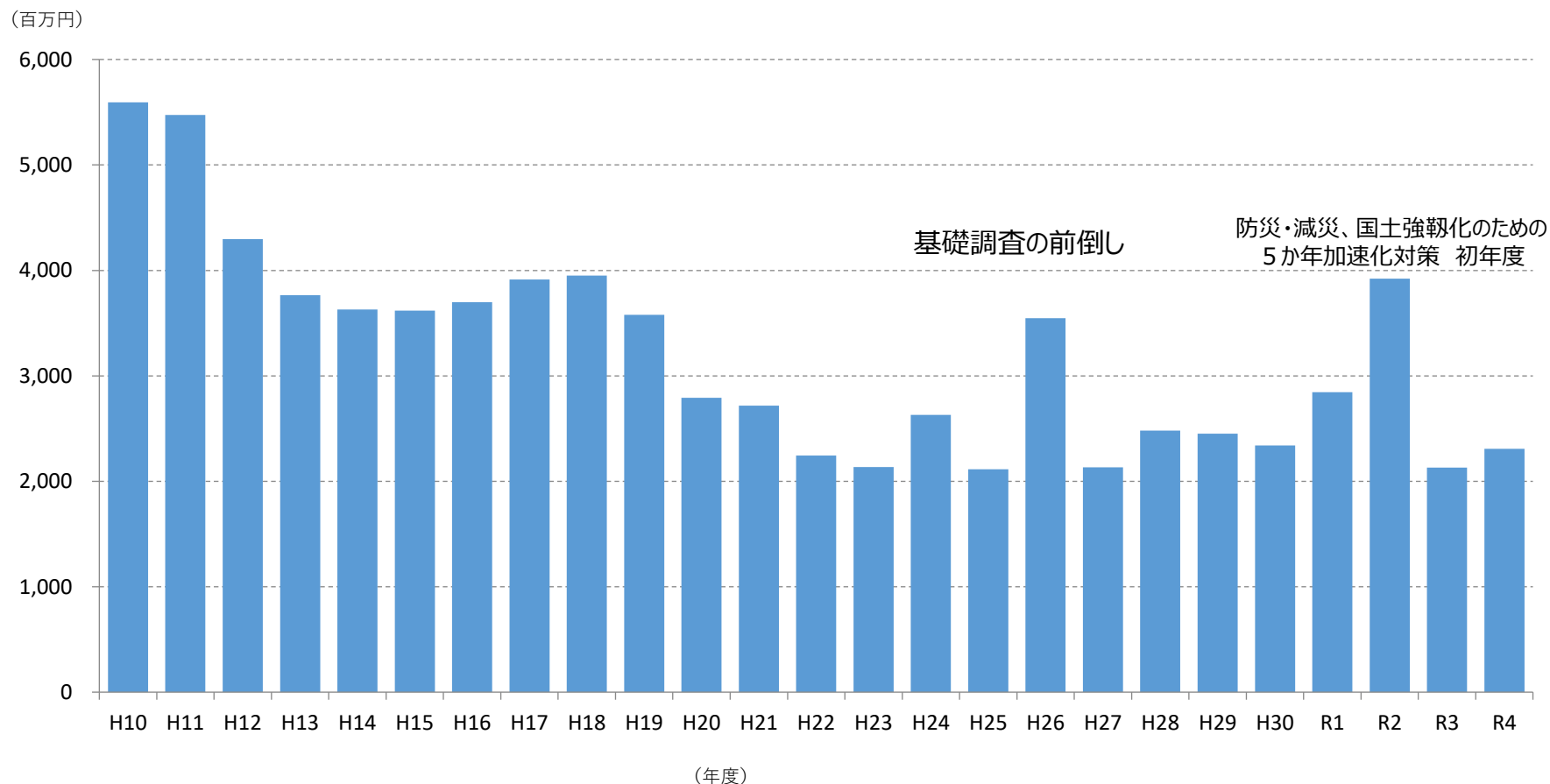
■ 神ガ丘地区急傾斜地崩壊防止施設（河内長野市） 発災：令和5年6月2日



(防ぐ) 砂防関係予算の推移

- ・ 砂防関係予算は平成10年度以降、年々減少し、平成20年度以降は約20億円/年程度で横ばい。
- ・ 平成26年度や令和2年度には、国の補正予算により一時的に増加している。
- ・ 近年は人件費や資材価格の高騰により事業費が増大傾向であるとともに、今後は高精度な地形情報を活用した基礎調査にかかる費用の増大が見込まれる。

砂防関係事業予算の推移（各年度の最終予算）



(防ぐ) とりまとめ・課題と今後の進め方

- 「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」のそれぞれの評価結果をもとに優先順位（重点化）が高い箇所から「土石流対策」「急傾斜地崩壊対策」を実施。
- さらに、急傾斜地崩壊対策事業については、土地所有者より受益者負担金を徴収して事業を実施。

取 組		施 策	取組状況	課題等	今後の進め方（案）
防 ぐ	土石流対策 急傾斜地 崩壊対策	「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」の評価をもとに施設整備を実施	・土石流対策にAランク72/96に着手※ （※整備済を含む）	・事業予定地内に存在する所有者不明地等に起因する事業の長期化 ・社会情勢に即した優先順位の考え方	・近年の災害事例等を踏まえた重点化指標の見直し
	急傾斜地 崩壊対策	土地所有者より受益者負担金を徴収し、事業を実施	・受益者負担金の合意が図れた10箇所で着手	・負担金徴収に係る合意形成	・徴収スキームの再精査
	地すべり 対策	地すべりの挙動が確認された際に対応	・平成24年以降、2 箇所の地すべり対策を実施	—	—

(全体) とりまとめ・課題と今後の進め方

- ・ 府内での土砂災害による犠牲者ゼロを理念に土砂災害防止法に基づく区域指定を基軸とした「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を合わせた総合的・効果的な施策の着実な推進。
- ・ 各施策を取組んできた中で生じた新たな課題に対する今後の進め方について検討していく。

取 組		施 策	取組状況	課題等	今後の進め方（案）
基軸	基礎調査	・2巡目基礎調査（航空写真による地形改変箇所調査）	・平成29年度より開始し、令和6年度末に完了予定	・3巡目基礎調査の手法について検討する必要がある	・衛星写真やAI（人工知能）による地形改変箇所の抽出
		・高精度な地形情報を用いた新たな土砂災害が発生するおそれのある個所の抽出（航空レーザー測量を用いた抽出作業）	・令和3年度より抽出作業を開始し、令和6年度末に抽出作業が完了予定	・新たに基礎調査が必要となった箇所の調査にかかる事業費の確保 ・新規指定箇所に対する住民への周知	・3巡目調査と並行した効率的な調査を実施 ・調査手法や土砂災害に関する丁寧な説明
逃げる	地域版HM	・地域版ハザードマップの作成促進及び避難訓練の促進	・令和4年度末で約95%を作成	・避難の実効性の向上	・災害をより身近に感じてもらうための防災学習の取組み ・土砂災害警戒情報の性質の周知
	情報発信	・避難行動を促す土砂災害警戒情報の判定形式及び情報提供	・新CLにより土砂災害警戒情報を9回発表		・蓄積した降雨情報や災害情報をもとにCLの見直し
凌ぐ	移転・補強	・特別警戒区域内に存在する既存住宅の移転及び補強補助制度の構築	・移転制度の実績：10件 ・補強制度の実績：0件	・移転制度のさらなる活用促進 ・補強制度の活用	・移転制度の補助限度額の見直しや制度のさらなる周知
	その他	土砂災害リスクを踏まえた土地利用誘導	・居住誘導区域から土砂災害警戒区域等を除外した市町村数：15市町 ・市街化調整区域の開発の厳格化	・まちづくりとの連携	・まちづくりと連携した土砂災害対策（詳細については、資料3）
防ぐ	土石流対策 急傾斜地崩壊対策	・「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」の評価をもとに施設整備を実施	・土石流対策にAランク72/96に着手※（※整備済を含む）	・事業予定地内に存在する所有者不明地等に起因する事業の長期化 ・社会情勢に即した優先順位の考え方	・近年の災害事例等を踏まえた重点化指標の見直し
	急傾斜地崩壊対策	・土地所有者より受益者負担金を徴収し、事業を実施	・受益者負担金の合意が図れた10箇所で着手	・負担金徴収に係る合意形成	・徴収スキームの再精査
	地すべり対策	・地すべりの挙動が確認された際に対応	・平成24年以降、2箇所の地すべり対策を実施	—	—